

県土第 03 - 38 号
令和 3 年 5 月 14 日

各発注機関の長 様

三重県県土整備部理事
(三重県公共事業総合推進本部副本部長)

新型コロナウイルス感染症に係る工事及び業務の対応について（通知）

新型コロナウイルス感染症に係る工事及び測量・調査・設計等の業務（以下「工事等」という。）については、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について（送付）」（令和 3 年 1 月 8 日付け県土第 03-178 号）により、適切な対応をお願いしているところです。

今般、本県における「まん延防止等重点措置」の適用が決定されたことを受け、「三重県まん延防止等重点措置」を定め、感染防止対策に取り組んでいます。新型コロナウイルス感染症への対策については、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和 2 年 3 月 28 日（令和 3 年 5 月 7 日変更））（以下「基本的対処方針」という。）において、「三つの密」を徹底的に避け、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」等の基本的な感染対策を行うことをより一層推進することなどが重要であるとされており、新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針として、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着や「感染リスクが高まる「5つの場面」」を回避すること等を促すとともに、事業者及び関係団体に対して、業種別ガイドライン等の実践を促していくこととされています。

また、基本的対処方針においては、引き続き、社会の安定の維持の観点から、緊急事態措置の期間中にも、河川や道路などの公物管理や公共工事など、安全安心に必要な社会基盤に係る事業者については最低限の事業継続が要請されているところです。

これらのこと踏まえ、施工中の工事等における感染拡大防止措置等につきましては、引き続き、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、現場でのマスク着用、手洗い、換気など感染予防の対応を行うとともに、施工に伴う三つの密の発生の回避や影響緩和の対策が講じられるよう、改めて、感染拡大防止措置や工事現場等で感染者が発生した場合の措置、受注者との工事等に係る打合せ等の実施にあたっては、可能な限り対面を避け、電話やテレビ会議（WEB 等）などを活用するなどを再度徹底していただくようお願いします。

また、「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和 2 年 5 月 14 日（令和 3 年 5 月 12 日改訂版））が改訂されたことから、下記により、引き続き、適切な対応を行っていただきますようお願いします。

「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について（送付）」（令和 3 年 1 月 8 日付け県土第 03-178 号）については廃止します。

なお、県内各市町には当方より送付していることを申し添えます。

記

1. 施工中の工事等における新型コロナウイルス感染症に係る一時中止措置等の対応について（一部更新）

新型コロナウイルス感染症の罹患や学校の臨時休業等の感染拡大防止措置に伴い技術者等が確保できない場合、また、これらにより資機材等が調達できないなどの事情で現場の施工を継続することが困難となった場合の他、受注者から一時中止や工期又は履行期間の延長（以下「一時中止等」という。）の申出があった場合においては、一時中止等を希望する期間のほか、受注者の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組状況、地方公共団体からの活動自粛要請等の事情を個別に確認した上で、必要があると認められるときは、特段の事情がない限り、受注者の責によらない事由によるものとして、工期の見直し及びこれに伴い必要となる請負代金額の変更、一時中止の対応等、適切な措置を行うようお願いします。特に、工事等の関係者が緊急事態措置・まん延防止等重点措置を実施すべき区域から作業等に従事している場合は、受発注者で今後の対応について協議を行うなどの対応をお願いします。

これらを含めた今後の工事等の対応については、引き続き、受発注者による協議を行い、適切な対応をお願いします。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止を徹底するためにも、新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者（以下「感染者等」という。）が工事等で発生した場合は、当該工事等のみならず、当該受注者が本県と契約中の全ての工事等について、一時中止の措置を検討する対象とします。

また、工事等の一時中止等を行うこととなった場合は、資料1の「新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の状況に関する情報提供について」（令和2年3月6日付け県土第03-211号）により、建設業課まで情報提供をお願いします。

2. 施工中の工事等における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等について（一部更新）

施工中の工事等における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等については、以下を踏まえ、受注者に対しては、資料2の工事打合せ簿又は委託業務打合せ簿（資料2_打ち合わせ簿ファイル参照）により、指示などをしていただき周知徹底を図るようお願いします。今後発注する工事等については、資料3の特記仕様書（令和2年5月13日付け県土第28-19号_令和3年5月一部更新）を作成しましたので適切な取扱いをお願いします。

なお、令和2年4月22日付け県土第03-25号の通知に基づき、既に受注者へ指示済の場合は改めて通知は不要とします。

また、工事等における「三つの密」の回避等に向けた取組、職場における「4つ」の対策ポイント、感染リスクが高まる「5つの場面」等を参考とし、感染症の拡大防止対策については、資料4のチェックリスト（令和2年4月28日付け事務連絡_令和3年5月一部更新）を参考に受発注者で協議していただき、施工・業務計画書に反映させて、元請企業のみならず、下請企業等（警備業者等の建設業者以外の企業を含む。以下「下請企業等」という。）においても、確実に実施されるようお願いします。

- (1) 公共工事の円滑な施工確保を図る観点からも、施工中の工事等の現場のみならず関係する受発注者の会社・事務所等においても、現場状況などを勘案しつつ、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、手洗い・うがいなど、感染予防の対応を徹底するとともに、受注者を通じてすべての作業從

事者等の健康管理に留意するようお願いします。

(2) 新型コロナウイルス感染症については、特に、①密閉空間、②密集場所、③密接場面という3つの条件（以下「三つの密」という。）が同時に重なる場では、感染を拡大するリスクが高いと考えられています。また、これ以外の場であっても、人混みや近距離での会話、特に大きな声を出すこと等にはリスクが存在すると考えられています。

建設工事の現場等では、多人数での作業や打合せをはじめ、三つの密が生じかねない場面も想定されることから、元請事業者をはじめ、下請事業者や技能者等、施工に携わるそれぞれの立場において、極力、三つの密を回避する対策やその影響を最大限軽減するための行動がなされることが重要です。

特に、建設現場等における朝礼・点呼や現場事務所等における各種の打合せ、更衣室等における着替えや詰め所等での食事・休憩など、現場で多人数が集まる場面や密室・密閉空間における作業などにおいては、他の作業員と一定の距離を保つことや作業場所の換気の励行など、三つの密の回避や影響を緩和するための対策に万全を期す必要があります。（資料5の建設現場「三つの密」の回避等に向けた取組事例・熱中症リスク軽減等の取組事例_（令和3年5月一部更新）を参考してください。）

これらを踏まえ、施工に伴う三つの密の発生が極力回避されるとともに、やむを得ず必要な場合においてもその影響緩和のための対策が徹底されるよう適切な対応をお願いします。

(3) 工事等の関係者の移動にあたっては、「新しい生活様式」を心掛け、感染拡大防止の徹底など、引き続き、適切な対応をお願いします。

(4) 受注者が、追加で費用を要する感染拡大防止対策を実施する場合には、受発注者間で設計変更の協議を行ってください。その上で、個別の現場に係る感染拡大防止のために必要と認められる対策については、受注者による施工計画書又は業務計画書への反映と確実な履行を前提として、設計変更を行い、請負代金額又は業務委託料の変更や工期又は履行期間の延長を行ってください。

なお、元請企業が行う感染拡大防止対策に係る費用のみならず、下請企業等が行う同費用についても、受発注間での協議対象となります。

設計変更の対象とする感染拡大防止対策に係る費用（例）

<共通仮設費>

- 労働者宿舎における密集を避けるための、近隣宿泊施設の宿泊費・交通費
- 現場事務所や労働者宿舎等の拡張費用・借地料

※いずれも、その後の積算における現場管理费率や一般管理費等率による計算の対象外とする。

<現場管理費>

- 現場従事者のマスク、インカム、シールドヘルメット等の購入・リース費用

●現場に配備する消毒液、赤外線体温計等の購入・リース費用

- 遠隔臨場やテレビ会議等のための機材・通信費

※いずれも、その後の積算における一般管理費等率による計算の対象外とする。

なお、ここに掲げる例のほかにも、感染拡大防止のために必要と認められる対策については、設計変更を行うことを妨げません。

(5) 工事現場における熱中症対策については、資料6の「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について」等により各部局から通知しているところであり、新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防に係る設計変更にあたっては、上記に基づき対応することとします。

なお、通知では真夏日「日最高気温が30℃以上の日」と定義していますが、当面の間、新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防にあたっては、「日最高気温が28度以上の日」と読み替えて対応してください。

また、積算基準等により「土木請負工事における現場環境改善費の積算」を制定している場合は、避暑（熱中症予防）対策に係る費用を率計上できるほか、率分で計上することが適当でないと判断されるものについては積上げ計上できることに留意してください。

(6) オフィス、現場事務所、屋内休憩スペースなど室内での寒冷な場面においては、「寒冷な場面における新型コロナ感染防止等のポイント」、「冬場における換気の悪い密閉空間を改善するための換気の方法」（資料7）を参考に、適切な換気や適度な保湿を行うようお願いします。

(7) 施工中の工事等について、感染者等があることが判明した場合は、資料8のフロー図（令和3年5月一部改正）に基づき、速やかに受注者から発注者に報告するなど、所要の連絡体制の構築を図っていただくとともに、都道府県等の保健所等の指導に従い、感染者等の自宅待機をはじめ、適切な措置が講じられるようお願いします。

また、感染拡大防止のため、厚生労働省が無償で提供するスマートフォン用の新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）の利用を従業員等に呼び掛けるとともに、新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）による通知のあった従業員等には、アプリの画面に表示される手順に沿って検査の受診を促すようお願いします。

3. 新型コロナウイルス感染症対策に伴う監理技術者等の取扱いについて

監理技術者等の取扱いについては、資料9の「新型コロナウイルス感染症対策による学校等の臨時休業に伴う監理技術者等の取扱いについて」（令和2年3月4日付け県土第03-209号）により取扱うこととします。

（主な内容）

- ・主任技術者又は監理技術者の「専任」の明確化について
- ・監理技術者等の途中交代について
- ・恒常的な雇用関係の取扱いについて

4. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事等の入札等の手続きについて

(1) 今後公告する全ての工事等について

工事等の競争入札参加資格条件や総合評価方式の評価項目として設定している工事（業務）実績、手持工事（業務）件数については、資料10の「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の入札等の手続の対応について」（令和2年3月5日付け県土第26-34号）により取扱うこととします。

(2) 総合評価方式におけるヒアリングの設定について

総合評価方式で発注する工事等においては、ヒアリングを設定しないこととします。（令和2年3月23日付け県土第03-229号による。）

(3) 総合評価方式の暫定運用について

人権に関する取組実績及び各団体が発行するCPDの取得実績については、資料11の「新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の影響に配慮した令和3年度の総合評価方式の暫定運用について（通知）」（令和3年3月9日付け県土第26-26号）により取扱うこととします。

(4) 工事等における納税証明書及び納税確認書の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の影響により地方税法等の一部が改正され、徴収の猶予の特例制度が施行されたことにより、徴収猶予の特例を適用されている期間中または、特例の適用を申請中の入札参加者にかかる納税確認書、納税証明書提出については、資料12の「建設工事等入札における新型コロナウイルス感染症の影響に伴う納税確認書及び納税証明書の取扱いにかかる周知について」（令和2年5月27日付け県土第03-53号）により取扱うこととします。

5. 工事請負契約における中間前金払に係る認定の迅速かつ円滑な実施について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴う工事の一時中止措置等に伴い、建設企業の資金繰りに支障が生じることのないよう、受注者である建設企業の意向も踏まえ、資料13の「工事請負契約における中間前金払に係る認定の迅速かつ円滑な実施について」（令和2年3月19日付け県土第03-226号）より、できる限り速やかに前金払を行うなど、中間前金払の迅速かつ円滑な実施に努めるようお願いします。

6. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事等に係る打合せ、検査等の対応について

(1) 受注者（現場代理人、監理技術者等の関係者）との工事等に係る打合せ等の実施にあたっては、設備環境の整備状況等を踏まえ、可能な限り対面を避け、電話やテレビ会議（WEB等）などを活用するなど感染拡大防止に向けて受発注者間で協議の上適切に対応してください。

(2) 受注者との工事等に係る検査の実施にあたっては、上記（1）と同様の対応とします。

なお、契約書の条項等※による検査時の受注者の立会いについては、受発注者間で協議の上、電話やテレビ会議（WEB等）などをもって行うことができるものとします。

※契約書の条項等：建設工事請負契約書の条項、設計業務等委託契約書の条項

維持業務委託契約書の条項等、三重県建設工事検査規則

三重県公共工事共通仕様書、三重県業務委託共通仕様書

(3) 検査時に監督員は、検査に出席した受発注者双方及び検査員の全員の氏名を確實に記録（様式自由）に残していただくようお願いします。

なお、現場で臨場した作業員等も含みます。

事務担当：

建設業課 入札制度班 059-224-2723

技術管理課 技術管理班 059-224-2918

公共事業運営課 総合評価班 059-224-2696

【別添報告様式を変更しました。

新様式にて報告をお願いします。】

【資料 1】

県土第 0 3 - 2 1 1 号
令 和 2 年 3 月 6 日

各発注機関の長 様

三重県県土整備部長
(三重県公共事業総合推進本部副本部長)

新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の状況に関する情報提供について
(依頼)

このことについて、令和 2 年 3 月 3 日付け県土第 2 8 - 1 1 4 号「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等について（送付）」において、連絡させていただいたところです。

今後は、上記の通知を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の関係で、工事等の一時中止若しくは工期延期等を行うこととなったものがありましたら、別添報告様式にて情報提供をしていただくようお願いいたします。

なお、県内各市町には当方より送付していることを申し添えます。

事務担当：建設業課 入札制度班
電 話：0 5 9 - 2 2 4 - 2 7 2 3

【工事】新型コロナウイルス対策としての一時中止等の実施状況について

【業務】新型コロナウイルス対策としての一時中止等の実施状況について

【資料2・打ち合わせ簿記載内容】

① 工事打合簿の場合

発議者 発注者

発議事項 指示

(内容)

施工中の工事における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等について

- ・ 工事の円滑な施工確保を図る観点から、施工中の工事の現場等のみならず関係する会社・事務所等も含め、現場状況などを勘案しつつ、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、手洗い・うがいなど、感染予防の対応を徹底するとともに、すべての作業従事者等の健康管理に留意すること。
- ・ 新型コロナウイルス感染症については、特に、①密閉空間、②密集場所、③密接場面という3つの条件（以下「三つの密」という。）が同時に重なる場では、感染を拡大するリスクが高いことから、建設現場等における朝礼・点呼や現場事務所等における各種の打合せ、更衣室等における着替えや詰め所等での食事・休憩など、元請事業者をはじめ、下請事業者等の多人数が集まる場面や密室・密閉空間における作業などにおいては、他の作業従事者と一定の距離を保つことや作業場所の換気の励行など、三つの密の回避や影響を緩和するための対策に万全を期すこと。
- ・ 感染拡大防止対策を実施するために追加で費用を要する場合又は工期の延長が必要な場合は、設計変更の対象とするため、監督員と協議を行うこと。ただし、感染防止対策について施工計画書に記載した上で履行することを前提とします。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、「工事の一時中止や工期の延長」が必要な場合には、監督員と協議を行うこと。
- ・ 作業従事者等が新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者（以下「感染者等」という。）があることが判明した場合には、速やかに監督員に報告すること。また、都道府県等の保健所等の指導に従い、感染者等の自宅待機などの適切な措置を図ること。

なお、感染者等があることが判明した場合は、当該工事のみならず、当該受注者が本県と契約中の全ての工事について、一時中止の措置を行う場合があります。

【資料2・打ち合わせ簿記載内容】

② 委託業務打合せ簿の場合

発議者 発注者

発議事項 指示

(内容)

履行中の業務における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等について

- ・ 業務の円滑な履行確保を図る観点から、履行中の業務の現場等のみならず関係する会社・事務所等も含め、現場状況などを勘案しつつ、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、手洗い・うがいなど、感染予防の対応を徹底するとともに、すべての作業従事者等の健康管理に留意すること。
- ・ 新型コロナウイルス感染症については、特に、①密閉空間、②密集場所、③密接場面という3つの条件（以下「三つの密」という。）が同時に重なる場では、感染を拡大するリスクが高いことから、事務所等における各種の打合せ、更衣室等における着替えや食事・休憩など、多人数が集まる場面や密室・密閉空間における作業などにおいては、他の作業従事者と一定の距離を保つことや作業場所の換気の励行など、三つの密の回避や影響を緩和するための対策に万全を期すこと。
- ・ 感染拡大防止対策を実施するために追加で費用を要する場合又は履行期間の延長が必要な場合は、設計変更の対象とするため、監督員と協議を行うこと。ただし、感染防止対策について業務計画書に記載した上で履行することを前提とします。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、「業務の一時中止や履行期間の延長」が必要な場合には、監督員と協議を行うこと。
- ・ 作業従事者等が新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者（以下「感染者等」という。）があることが判明した場合には、速やかに監督員に報告すること。また、都道府県等の保健所等の指導に従い、感染者等の自宅待機などの適切な措置を図ること。

なお、感染者等があることが判明した場合は、当該業務のみならず、当該受注者が本県と契約中の全ての業務について、一時中止の措置を行う場合があります。

県土第28-19号
令和2年5月13日

関係所長様
関係課長様

県 土 整 備 部 理 事
(三重県公共事業総合推進本部副本部長)

特記仕様書の一部改正について（通知）

このことについて、三重県の発注する公共工事等に使用する特記仕様書を下記のとおり一部改正し、令和2年5月15日以降起案にかかるものから適用することとしましたので通知します。

記

1 改正箇所

- 特記仕様書（工事）【別紙参照】
- 特記仕様書（設計）【別紙参照】
- 特記仕様書（測量）【別紙参照】
- 特記仕様書（地質・土質調査）【別紙参照】
- 特記仕様書（用地測量）【別紙参照】
- 特記仕様書（用地調査）【別紙参照】

2 その他

令和2年5月15日時点での最新版の特記仕様書は以下のとおりです。

特記仕様書（工事）	令和2年 5月
特記仕様書（設計）	令和2年 5月
特記仕様書（測量）	令和2年 5月
特記仕様書（地質・土質調査）	令和2年 5月
特記仕様書（用地測量）	令和2年 5月
特記仕様書（用地調査）	令和2年 5月

事務担当：県土整備部
技術管理課 技術管理班
松本・堀出
TEL:059-224-2918
FAX:059-224-3290

特記仕様書一部改正箇所

1. 特記仕様書（工事）

【適用条件】

- ・新型コロナウィルス感染症の拡大防止措置等について徹底を図るため適用条件に追記しました。

2. 特記仕様書（設計）

【コ その他】

- ・新型コロナウィルス感染症の拡大防止措置等について徹底を図るため適用条件に追記しました。

3. 特記仕様書（測量）

【キ その他】

- ・新型コロナウィルス感染症の拡大防止措置等について徹底を図るため適用条件に追記しました。

4. 特記仕様書（地質・土質調査）

【キ その他】

- ・新型コロナウィルス感染症の拡大防止措置等について徹底を図るため適用条件に追記しました。

5. 特記仕様書（用地測量）

【ク その他】

- ・新型コロナウィルス感染症の拡大防止措置等について徹底を図るため適用条件に追記しました。

6. 特記仕様書（用地調査）

【オ その他】

- ・新型コロナウィルス感染症の拡大防止措置等について徹底を図るため適用条件に追記しました。

工事における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等に関する特記仕様書

本工事における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等については、以下により徹底を図るものとする。

- (1) 工事の円滑な施工確保を図る観点から、本工事の現場等のみならず関係する会社・事務所等も含め、現場状況などを勘案しつつ、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、手洗い・うがいなど、感染予防の対応を徹底するとともに、すべての作業従事者等の健康管理に留意すること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症については、特に、①密閉空間、②密集場所、③密接場面という3つの条件（以下「三つの密」という。）が同時に重なる場では、感染を拡大するリスクが高いことから、建設現場等における朝礼・点呼や現場事務所等における各種の打合せ、更衣室等における着替えや詰め所等での食事・休憩など、元請事業者をはじめ、下請事業者等の多人数が集まる場面や密室・密閉空間における作業などにおいては、他の作業従事者と一定の距離を保つことや作業場所の換気の励行など、三つの密の回避や影響を緩和するための対策に万全を期すこと。
- (3) 工事等の関係者が緊急事態措置・まん延防止等重点措置を実施すべき区域から作業等に従事する必要がある場合は、受発注者で協議を行い、感染拡大防止のための適切な対応をとること。
- (4) 感染拡大防止対策を実施するために追加で費用を要する場合は、設計変更の対象とするため、監督員と協議を行うこと。ただし、感染防止対策について施工計画書に記載した上で履行することを前提とする。

設計変更の対象とする感染拡大防止対策に係る費用（例）

＜共通仮設費＞

●労働者宿舎における密集を避けるための、近隣宿泊施設の宿泊費・

交通費

●現場事務所や労働者宿舎等の拡張費用・借地料

※いずれも、その後の積算における現場管理费率や一般管理費等率による計算の対象外とする。

<現場管理費>

- 現場従事者のマスク、インカム、シールドヘルメット等の購入・リース費用
 - 現場に配備する消毒液、赤外線体温計等の購入・リース費用
 - 遠隔臨場やテレビ会議等のための機材・通信費
- ※いずれも、その後の積算における一般管理費等率による計算の対象外とする。

なお、ここに掲げる例のほかにも、感染拡大防止のために必要と認められる対策については、設計変更を行うことを妨げない。

- (5) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、「工事の一時中止や工期の延長」が必要な場合には、監督員と協議を行うこと。
- (6) 作業従事者等が新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者（以下「感染者等」という。）であることが判明した場合は、速やかに監督員に報告すること。また、保健所等の指導に従い、感染者等の自宅待機などの適切な措置を講じること。
なお、感染者等であることが判明した場合は、本工事のみならず、受注者が本県と契約中の全ての工事について、一時中止の措置を行う場合がある。

業務における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等に関する特記仕様書

本業務における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等については、以下により徹底を図るものとする。

- (1) 業務の円滑な履行確保を図る観点から、業務の現場等のみならず関係する会社・事務所等も含め、現場状況などを勘案しつつ、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、手洗い・うがいなど、感染予防の対応を徹底するとともに、すべての作業従事者等の健康管理に留意すること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症については、特に、①密閉空間、②密集場所、③密接場面という3つの条件（以下「三つの密」という。）が同時に重なる場では、感染を拡大するリスクが高いことから、事務所等における各種の打合せ、更衣室等における着替えや食事・休憩など、多人数が集まる場面や密室・密閉空間における作業などにおいては、他の作業従事者と一定の距離を保つことや作業場所の換気の励行など、三つの密の回避や影響を緩和するための対策に万全を期すこと。
- (3) 業務等の関係者が緊急事態措置・まん延防止等重点措置を実施すべき区域から作業等に従事する必要がある場合は、受発注者で協議を行い、感染拡大防止のための適切な対応をとること。
- (4) 感染拡大防止対策を実施するために追加で費用を要する場合は、設計変更の対象とするため、監督員と協議を行うこと。ただし、感染防止対策について業務計画書に記載した上で履行することを前提とする。

設計変更の対象とする感染拡大防止対策に係る費用（例）

<直接経費等>

- 作業従事者のマスク等の購入費用
 - 事務所等に配備する消毒液、赤外線体温計等の購入・リース費用
 - 遠隔臨場やテレビ会議等のための機材・通信費
- ※いずれも、その後の積算における一般管理費等率等（全間接費）による計算の対象外とする。

なお、ここに掲げる例のほかにも、感染拡大防止のために必要と認められる対策については、設計変更を行うことを妨げない。

- (5) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、「業務の一時中止や履行期間の延長」が必要な場合には、監督員と協議を行うこと。
- (6) 作業従事者等が新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者（以下「感染者等」という。）であることが判明した場合は、速やかに監督員に報告すること。また、保健所等の指導に従い、感染者等の自宅待機などの適切な措置を講じること。

なお、感染者等であることが判明した場合は、本業務のみならず、受注者が本県と契約中の全ての業務について、一時中止の措置を行う場合がある。

事務連絡
令和2年4月28日

各発注機関の長様

三重県県土整備部理事
(三重県公共事業総合推進本部副本部長)建設現場等における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための
チェックリストの活用について（送付）

本県発注の工事及び測量・調査・設計等の業務の感染拡大防止対策の徹底については、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置の対象が全国に拡大されたことに伴う工事及び業務の対応について」(令和2年4月22日付け県土第03-25号)により、適切な対応をお願いしているところです。

建設現場等における感染拡大防止対策の徹底は、発注者に対しても求められています。そこで、取組事例を示したチェックリストを作成しましたので、受注者との協議時に活用いただき、対策の徹底をよろしくお願いします。

なお、受注者が追加で費用を要する対策を実施する場合は、受発注間で設計変更の協議を行うこととなっていますので、疑義がある場合には技術管理課へ照会願います。また、県内各市町には当方より参考送付していることを申し添えます。

事務担当 :		
技術管理課	技術管理班	059-224-2918
建設業課	入札制度班	059-224-2723
公共事業運営課	公共事業運営班	059-224-2915

新型コロナウイルス感染拡大防止対策チェックリスト 【建設現場】

新型コロナウイルス感染拡大防止対策を徹底するため、このチェックリストを参考に、建設現場における「三つの密」の回避に向けた取組、職場における「4つ」の対策ポイント、感染リスクが高まる「5つの場面」等を参考とし、受発注者で協議していただき、施工計画書に反映させて、確実に実施されるようお願いします。

1 感染予防ための体制		対策の有無	
・現場代理人が現場における感染防止対策の取組やルールについて、労働者全員に周知している		有	無
・現場における感染症予防の責任者などを任命している		有	無
・安全教育や工事関係者の連絡会議等で新型コロナウイルス感染症拡大防止をテーマとして取り上げている		有	無
・現場以外でも労働者が感染予防の行動を取るよう「新しい生活様式」の実践例などを周知している		有	無
・建設現場における「三つの密」の回避に向けた取組、職場における「4つ」の対策ポイント、感染リスクが高まる「5つの場面」等を周知している		有	無
2 共通		対策の有無	
・消毒液の使用やうがい、石鹼による手洗い励行		有	無
・体温測定等による健康管理		有	無
・作業・打合せ時のマスク着用		有	無
・複数人での備品の共用をできる限り避ける等の徹底を行っている		有	無
・風邪症状等が出た場合は、「出勤しない・させない」の徹底を行っている		有	無
3 朝礼・KY活動における取組		対策の有無	
・朝礼時の配列間隔の確保 (作業員間の一定距離の確保(2m程度))		有	無
・対人間隔が確保困難な場合等の朝礼の参加人数の縮小等 (参加者を職長のみとし、朝礼後にグループ別に伝達事項等を共有する等)		有	無
・伝達事項等に即した朝礼等の時間短縮や内容の効率化 (説明のポイントを絞った時間短縮、伝達事項が明確な資料の活用等)		有	無
・指差し呼称や肩もみ等の接触を伴う活動の省略 (指差し呼称する場合には十分な距離を確保する)		有	無
・朝礼時の体温測定等		有	無
・テレビ通話ツール等の利用による現場・事務所間の遠隔開催		有	無

新型コロナウイルス感染拡大防止対策チェックリスト 【建設現場】

4 現場事務所等での作業・打合せに関する取組		対策の有無	
・事務作業時の対人間隔の確保や窓等の開放による換気		有	無
・Web (TV) 会議やメール・電話による対面の打合せ等の削減		有	無
・対面で打合せ等を行う場合には十分な対面距離を確保 (対面距離を2.0m以上空ける、3人掛けの机を2人掛けで利用する 対面とならないよう座席を配置する など)		有	無
・時間差による打合せの分散化や、打合せ時間の短縮・人数の縮小		有	無
・現場事務所等のこまめな消毒の実施		有	無
・どうしても1.0m以内で会話する必要がある場合は、15分以内に留める		有	無
5 食事・休憩時における取組		対策の有無	
・休憩室等の窓・ドア等の常時開放や定期的な換気の励行		有	無
・車中における食事・休憩の励行、休憩時間の分散化 (時間差による休憩室や更衣室等の利用、班別の休憩取得の励行など)		有	無
・更衣室や休憩室等での一定の対人距離の確保		有	無
・簡易なパーティション（アクリル板等）による密接の防止		有	無
・手洗い時のタオルの撤去（ペーパータオルの利用等）		有	無
・屋外で対人距離を確保して休憩		有	無
6 現場作業や移動時の取組		対策の有無	
・作業員の配置のブロック分けによる密接した作業の回避		有	無
・密室・密閉空間での換気や送風機等の使用の励行 (室内作業や型枠組立、内装工事など)		有	無
・車両での移動時の同乗・相乗りを避け個別の移動を励行 (現場へ移動するための車両数を増やす等)		有	無
・現場と自宅の直行直帰の推奨		有	無
・重機や車両等の操作前の消毒等の徹底 (ハンドルや操作レバー等を消毒する、車両運転時にゴム手袋を着用する等)		有	無
・新規入場者への感染症防止対策の喚起		有	無
・県外からの入場者についての把握		有	無
・都道府県をまたいだ移動が生じる場合は、まん延防止の対策・健康管理を徹底		有	無

新型コロナウイルス感染拡大防止対策チェックリスト【建設現場】

対策の有無	
7 熱中症リスク軽減の取組	
・マウスシールドやフェイスシールドの活用 ※マスクに比べ効果が弱いことに留意が必要	有 無
・冷感素材等を用いたマスクの活用	有 無
・マスクと併用可能な空調機器等の活用 (空調機能が付いた作業服の着用や、首掛けクーラーの活用等)	有 無
・現場作業において、特に不要な場合は適宜マスクを外す (屋外で人と十分に距離を確保できる場合や一人での作業など マスクを外しても良い例外的な場合を明示し、現場で周知等)	有 無
・現場でのスポットクーラー、扇風機、ドライミスト発生装置等の設置	有 無
・屋外作業の現場で、送風機等により通気性を確保	有 無
・テント付きの屋外休憩所の設置	有 無
・休憩所等において、エアコンと換気扇等を併用	有 無
8 寒冷な場面における取組（オフィス、現場事務所、屋内休憩スペース等）	対策の有無
・適切な換気の実施 (機械換気による常時換気や室温が下がらない範囲（18°C以上を目安）での常時窓開け)	有 無
・適度な保湿（換気をしながら加湿を実施　湿度40%以上を目安）	有 無
・可能な場合はCO2センサーを設置し、適切な換気により二酸化炭素濃度を維持する (1,000ppm以下を目安)	有 無
9 その他	対策の有無
・会社内における事務についても、「2 現場事務所等での作業・打合せに関する取組」「3 食事・休憩時における取組」などを実施	有 無
・厚生労働省が無償で提供するスマートフォン用の新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）の利用	有 無
・基礎疾患有する者や高齢者など重症化リスクを持つ労働者の感染予防のため配慮している	有 無
・外国人労働者が職場いる場合は、厚生労働省のリーフレット等により、感染防止対策の内容を正しく理解できるように配慮している	有 無
・その他（ ）	有 無
・その他（ ）	有 無

※受注者で自由にチェックリストを加工していただき、感染拡大防止対策の確認に努めてください。

新型コロナウイルス感染拡大防止対策チェックリスト 【業務委託】

新型コロナウイルス感染拡大防止対策を徹底するため、このチェックリストを参考に、業務における「三つの密」の回避等に向けた取組、職場における「4つ」の対策ポイント、感染リスクが高まる「5つの場面」等を参考とし、受発注者で協議していただき、業務計画書に反映させて、確実に実施されるようお願いします。

1 感染予防ための体制		対策の有無
・職場における感染防止対策の取組やルールについて、労働者全員に周知している	有	無
・職場における感染症予防の責任者などを任命している	有	無
・業務関係者の連絡会議等で新型コロナウイルス感染症拡大防止をテーマとして取り上げている	有	無
・職場以外でも労働者が感染予防の行動を取るよう「新しい生活様式」の実践例などを周知している	有	無
・建設現場における「三つの密」の回避に向けた取組、職場における「4つ」の対策ポイント、感染リスクが高まる「5つの場面」等を周知している	有	無
2 共通		対策の有無
・消毒液の使用やうがい、石鹼による手洗い励行	有	無
・体温測定等による健康管理	有	無
・作業・打合せ時のマスク着用	有	無
・複数人での備品の共用をできる限り避ける等の徹底を行っている	有	無
・風邪症状等が出た場合は、「出勤しない・させない」の徹底を行っている	有	無
3 出社等における取組		対策の有無
・在宅勤務・テレワークの実施	有	無
・時差出勤、退社時間の調整	有	無
・業務時の配列間隔の確保 (作業員間の一定距離の確保(2m程度))	有	無
・対人間隔が確保困難な場合等の出社人数の縮小等	有	無
・出社時の体温測定等	有	無

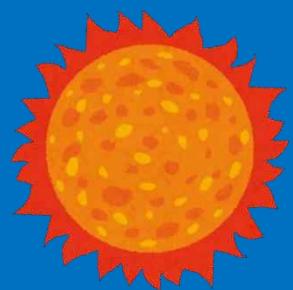
新型コロナウイルス感染拡大防止対策チェックリスト 【業務委託】

4 会議室等での作業・打合せに関する取組		対策の有無	
・作業・打合せ時の対人間隔の確保や窓等の開放による換気		有	無
・Web (TV) 会議やメール・電話による対面の打合せ等の削減		有	無
・対面で打合せ等を行う場合には十分な対面距離を確保 (対面距離を2.0m以上空ける、3人掛けの机を2人掛けで利用する 対面とならないよう座席を配置する など)		有	無
・時間差による打合せの分散化や、打合せ時間の短縮・人数の縮小		有	無
・説明のポイントを絞った打合せによる時間短縮、伝達事項が明確な資料の活用		有	無
・会議室等のこまめな消毒の実施		有	無
・どうしても1.0m以内で会話する必要がある場合は、15分以内に留める		有	無
5 食事・休憩時における取組		対策の有無	
・休憩室等の窓・ドア等の常時開放や定期的な換気の励行		有	無
・休憩時間の分散化 (時間差による休憩室や更衣室等の利用、班別の休憩取得の励行など)		有	無
・更衣室や休憩室等での一定の対人距離の確保		有	無
・簡易なパーティション（アクリル板等）による密接の防止		有	無
・手洗い時のタオルの撤去（ペーパータオルの利用等）		有	無
6 作業や移動時の取組		対策の有無	
・作業員の配置のブロック分けによる密接した作業の回避		有	無
・密室・密閉空間での換気や送風機等の使用の励行		有	無
・車両での移動時の同乗・相乗りを避け個別の移動を励行 (現場へ移動するための車両数を増やす等)		有	無
・会社と自宅の直行直帰の推奨		有	無
・業務機器や車両等の操作前の消毒等の徹底 (業務機器等を消毒する、車両運転時にゴム手袋を着用する等)		有	無
・都道府県をまたいだ移動が生じる場合は、まん延防止の対策・健康管理を徹底		有	無

新型コロナウイルス感染拡大防止対策チェックリスト 【業務委託】

対策の有無	
・マウスシールドやフェイスシールドの活用 ※マスクに比べ効果が弱いことに留意が必要	有 無
・冷感素材等を用いたマスクの活用	有 無
・マスクと併用可能な空調機器等の活用 (空調機能が付いた作業服の着用や、首掛けクーラーの活用等)	有 無
・現場作業において、特に不要な場合は適宜マスクを外す (屋外で人と十分に距離を確保できる場合や一人での作業など マスクを外しても良い例外的な場合を明示し、現場で周知等)	有 無
・現場でのスポットクーラー、扇風機、ドライミスト発生装置等の設置	有 無
・屋外作業の現場で、送風機等により通気性を確保	有 無
・テント付きの屋外休憩所の設置	有 無
・休憩所等において、エアコンと換気扇等を併用	有 無
8 寒冷な場面における取組（オフィス、屋内休憩スペース等）	
・適切な換気の実施 (機械換気による常時換気や室温が下がらない範囲（18°C以上を目安）での常時窓開け)	有 無
・適度な保湿（換気をしながら加湿を実施　湿度40%以上を目安）	有 無
・可能な場合はCO2センサーを設置し、適切な換気により二酸化炭素濃度を維持する (1,000ppm以下を目安)	有 無
9 その他	
・厚生労働省が無償で提供するスマートフォン用の新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）の利用	有 無
・基礎疾患有する者や高齢者など重症化リスクを持つ労働者の感染予防のため配慮している	有 無
・外国人労働者が職場いる場合は、厚生労働省のリーフレット等により、感染防止対策の内容を正しく理解できるように配慮している	有 無
・その他（ ）	有 無
・その他（ ）	有 無

※受注者で自由にチェックリストを加工していただき、感染拡大防止対策の確認に努めてください。



令和2年度の 熱中症予防行動

環境省
厚生労働省
令和2年5月

「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイント

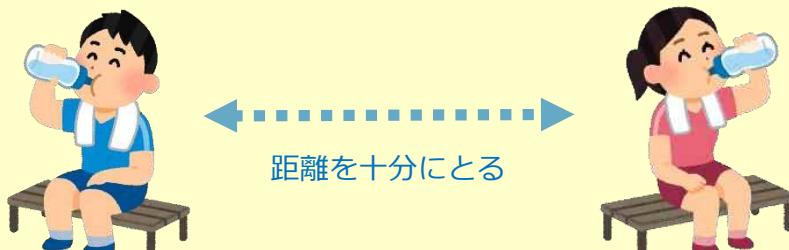
新型コロナウイルスの出現に伴い、感染防止の3つの基本である①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗いや、「3密（密集、密接、密閉）」を避ける等の「新しい生活様式」が求められています。このような「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイントは以下のとおりです。

1 暑さを避けましょう

- ・エアコンを利用する等、部屋の温度を調整
- ・感染症予防のため、換気扇や窓開放によって換気を確保しつつ、エアコンの温度設定をこまめに調整
- ・暑い日や時間帯は無理をしない
- ・涼しい服装にする
- ・急に暑くなったり等は特に注意する



2 適宜マスクをはずしましょう



- ・気温・湿度の高い中でのマスク着用は要注意
- ・屋外で人と十分な距離（2メートル以上）を確保できる場合には、マスクをはずす
- ・マスクを着用している時は、負荷のかかる作業や運動を避け、周囲の人との距離を十分にとった上で、適宜マスクをはずして休憩を

3 こまめに水分補給しましょう



- ・のどが渴く前に水分補給
- ・1日あたり1.2リットルを目安に
- ・大量に汗をかいた時は塩分も忘れずに

4 日頃から健康管理をしましょう



- ・日頃から体温測定、健康チェック
- ・体調が悪いと感じた時は、無理せず自宅で静養

5 暑さに備えた体作りをしましょう



- ・暑くなり始めの時期から適度に運動を
- ・水分補給は忘れない、無理のない範囲で
- ・「やや暑い環境」で「ややきつい」と感じる強度で毎日30分程度

高齢者、子ども、障害者の方々は、熱中症になりやすいので十分に注意しましょう。3密（密集、密接、密閉）を避けつつ、周囲の方からも積極的な声かけをお願いします。



令和2年度の熱中症予防行動の留意点について

～「新型コロナウイルスを想定した『新しい生活様式』」における熱中症予防～

1 趣旨

令和2年5月4日の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議において「新型コロナウイルスを想定した『新しい生活様式』」が示されました。新型コロナウイルスの出現に伴い、今後は、一人ひとりが感染防止の3つの基本である①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗いや、「3密（密集、密接、密閉）」を避ける等の対策を取り入れた生活様式を実践することが求められています。

このように、今夏は、これまでとは異なる生活環境下で迎えることとなります。一方で、例年以上に熱中症にも気をつけなければなりません。十分な感染症予防を行いながら、熱中症予防にもこれまで以上に心掛けるようにしましょう。

なお、「新型コロナウイルスを想定した『新しい生活様式』」を進めていく上で熱中症のリスクについては、必ずしも科学的な知見が十分に集積されているわけではありませんが、特に心掛けさせていただきたい熱中症予防行動について取りまとめています。

2 热中症予防行動の留意点

(1) 「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイント

- 夏期の気温・湿度が高い中でマスクを着用すると、熱中症のリスクが高くなるおそれがあります。このため、屋外で人と十分な距離（少なくとも2m以上）が確保できる場合には、熱中症のリスクを考慮し、マスクをはずすようにしましょう。

※屋内運動施設での運動は、新型コロナウイルス感染症のクラスター（集団感染）のリスクが高いことから、お住まいの自治体の情報に従いましょう。

- マスクを着用している場合には、強い負荷の作業や運動は避け、のどが渴いていなくてもこまめに水分補給を心掛けるようにしましょう。また、周囲の人との距離を十分にとれる場所で、適宜、マスクをはずして休憩することも必要です。
- 新型コロナウイルス感染症を予防するためには、冷房時でも換気扇や窓開放によって換気を確保する必要があります。この場合、室内温度が高くなるので、熱中症予防のためにエアコンの温度設定をこまめに調整しましょう。
- 日頃の体温測定、健康チェックは、新型コロナウイルス感染症だけでなく、熱中症を予防する上でも有効です。体調が悪いと感じた時は、無理せず自宅で静養するようにしましょう。
- 3密（密集、密接、密閉）を避けつつも、熱中症になりやすい高齢者、子ども、障害者への目配り、声掛けをするようにしましょう。

熱中症予防 × コロナ感染防止で

「新しい生活様式」を健康に！

「新しい生活様式」とは：新型コロナウイルス感染防止の3つの基本である ①身体的距離の確保
②マスクの着用 ③手洗いの実施や「3密（密集、密接、密閉）」を避ける、等を取り入れた日常生活のこと。

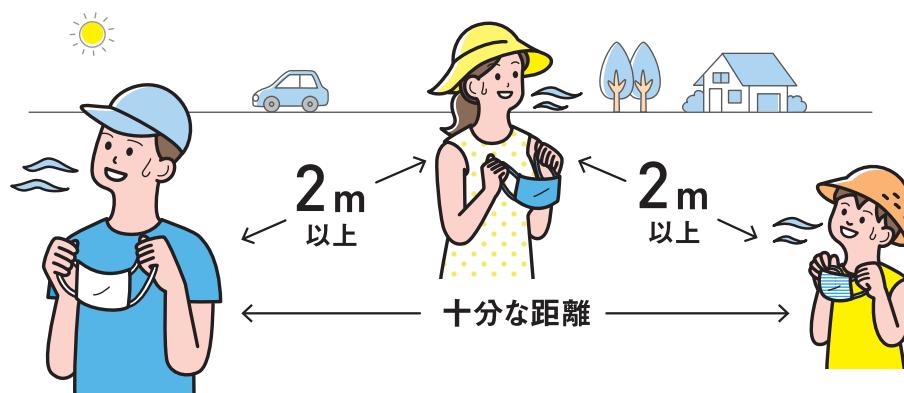
注意 マスク着用により、熱中症のリスクが高まります

マスクを着けると皮膚からの熱が逃げにくくなったり、気づかぬうちに脱水になるなど、体温調節がしづらくなってしまいます。暑さを避け、水分を摂るなどの「熱中症予防」と、マスク、換気などの「新しい生活様式」を両立させましょう。

熱中症を防ぐために

マスクをはずしましょう

ウイルス
感染対策は
忘れずに！



屋外で

人と2m以上

(十分な距離)

離れている時

マスクをしてると
熱中症になりそう...

マスク着用時は



激しい運動は避けましょう

のどが渴いていなくとも

こまめに水分補給をしましょう

気温・湿度が高い時は

特に注意しましょう



暑さを避けましょう

・涼しい服装、日傘や帽子

- ・少しでも体調が悪くなったら、**涼しい場所**へ移動
- ・涼しい室内に入れなければ、**外でも日陰**へ



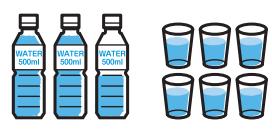
のどが渴いていなくても

こまめに水分補給をしましょう



・1日あたり

1.2L(リットル)を目安に



1時間ごとに 入浴前後や起床後も
コップ1杯 まず水分補給を

ペットボトル 500mL 2.5本

コップ約6杯

・大量に汗をかいた時は**塩分**も忘れずに



エアコン使用中も こまめに換気をしましょう

(エアコンを止める必要はありません)

注意 一般的な家庭用エアコンは、**室内の空気を循環させるだけで、換気は行っていません**

- ・窓とドアなど**2か所**を開ける
- ・**扇風機や換気扇**を併用する



- ・換気後は、エアコンの温度を**こまめに再設定**

暑さに備えた体づくりと 日頃から体調管理をしましょう

・暑さに備え、暑くなり始めの時期から、無理のない範囲で**適度に運動**（「やや暑い環境」で「ややきつい」と感じる強度で**毎日30分程度**）



・毎朝など、**定時の体温測定**と**健康チェック**
・体調が悪い時は、無理せず**自宅で静養**

知っておきたい 熱中症に関する大切なこと

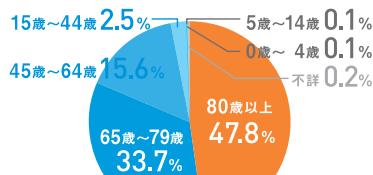


熱中症による死者の数は
真夏日(30℃)から増加

35℃を超える日は特に注意!

運動は原則中止。外出はなるべく避け、涼しい室内に移動してください。

■年齢別／熱中症死亡者の割合

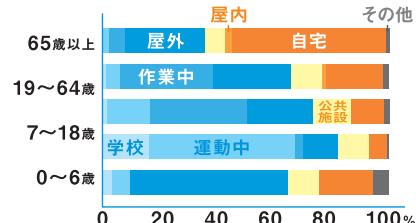


出典：「熱中症による死亡数 人口動態統計2018年」厚生労働省

熱中症による死者の
約8割が高齢者

約半数が80歳以上ですが、若い世代も注意が必要です。

■年齢・発生場所別／熱中症患者の発生割合



出典：「救急搬送データから見る熱中症患者の増加」国立環境研究所 2009年

高齢者の熱中症は
半数以上が自宅で発生

高齢者は自宅を涼しく、若い世代は屋外での作業中、運動中に注意が必要です。

高齢者、子ども、障害者の方々は、熱中症になりやすいので十分に注意しましょう。

周囲の方からも積極的な声かけをお願いします。

人の接触を8割減らす、10のポイント

緊急事態宣言の中、誰もが感染するリスク、誰でも感染させるリスクがあります。

新型コロナウイルス感染症から、**あなたと身近な人の命を守れるよう**、日常生活を見直してみましょう。

1 ビデオ通話で
オンライン帰省



2 スーパーは1人
または**少人数で**
すいている時間に



3 ジョギングは
少人数で
公園は**すいた時間、**
場所を選ぶ



4 待てる買い物は
通販で



5 飲み会は
オンラインで



6 診療は**遠隔診療**

定期受診は間隔を調整



7 筋トレやヨガは
自宅で動画を活用



8 飲食は
持ち帰り、
宅配も



9 仕事は**在宅勤務**

通勤は医療・インフラ・
物流など社会機能維持
のために



10 会話は
マスクをつけて



3つの密を
避けましょう

1. 換気の悪い**密閉空間**
2. 多数が集まる**密集場所**
3. 間近で会話や発声をする**密接場面**

**手洗い・
咳エチケット・
換気や、健康管理**
も、同様に重要です。

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
- 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- 外出時や屋内でも会話をするとき、人の間隔が十分とれない場合は、症状がなくてもマスクを着用する。ただし、夏場は、熱中症に十分注意する。
- 家に帰つたらまず手や顔を洗う。
人混みの多い場所に行った後は、できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）。

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。接触確認アプリの活用も。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに手洗い・手指消毒
- 咳エチケットの徹底
- こまめに換気（エアコン併用で室温を28°C以下に）
- 身体的距離の確保
- 「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- 一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行
- 毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは、十分に人ととの間隔をもしくは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

イベント等への参加

- 接触確認アプリの活用を
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

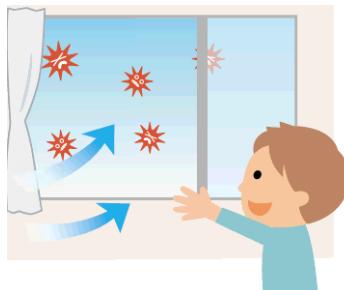
(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務
- 時差通勤でゆったりと
- オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン
- 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成

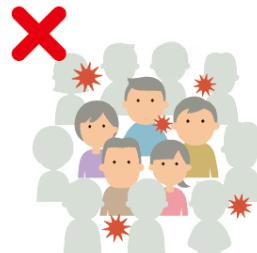
新型コロナウイルス 職場における「4つ」の対策ポイント ～職場での感染にご注意ください！～

換気



室内では
こまめに換気をしましょう

密



席や更衣室で、人と
適切な距離をとりましょう

共用



複数人での備品の共用は
できる限り避けましょう

休



体調が悪い場合は、
軽めの症状でも
休みましょう・休ませましょう

また、感染防止の3つの基本である ①身体的距離の確保、
②マスクの着用、③手洗い の徹底もお願いします。

「接触確認アプリ」（COCOA）ご活用のお願い



職場のみんなをまもるため、
新型コロナウイルス接触確認アプリ[※]のインストールをお願いします。

※このアプリは、新型コロナウイルス感染症の感染者と接触した可能性について、
通知を受け取ることができる、スマートフォンのアプリです。



詳しくは厚労省特設サイトへ

感染リスクが高まる「5つの場面」

場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で注意力が低下する。また、聴覚が鈍磨し、大きな声になりやすい。
- 特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用は感染のリスクを高める。



場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、例えば深夜のはしご酒では、昼間の通常の食事に比べて、感染リスクが高まる。
- また大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



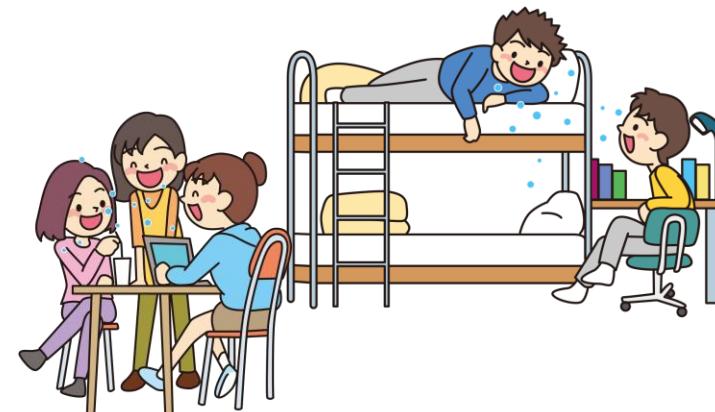
場面③ マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、昼カラオケや野外のバーベキューでの事例が確認されている。



場面④ 狹い空間での共同生活

- 狹い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用施設での事例が確認されている。



場面⑤ 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることがある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での事例が確認されている。車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。



寒冷な場面における新型コロナ感染防止等のポイント

1. 基本的な感染防止対策の実施

- マスクを着用
(ウイルスを移さない)
- 人と人の距離を確保
(1mを目安に)
- 「5つの場面」「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」を参考に
- 3密を避ける、大声を出さない

2. 寒い環境でも換気の実施

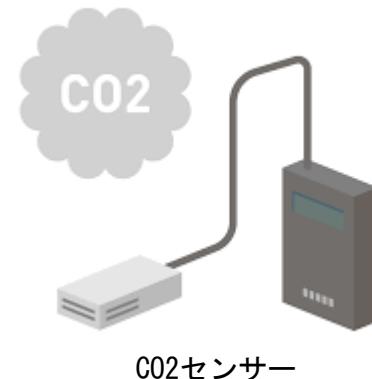
- 機械換気による常時換気を
(強制的に換気を行うもので2003年7月以降は住宅にも設置。)
- 機械換気が設置されていない場合は、室温が下がらない範囲で
當時窓開け（窓を少し開け、室温は18°C以上を目安！）
また、連続した部屋等を用いた2段階の換気やHEPAフィルター付きの空気清浄機の使用も考えられる
(例：使用していない部屋の窓を大きく開ける)
- 飲食店等で可能な場合は、CO2センサーを設置し、二酸化炭素濃度をモニターし、適切な換気により
1000ppm以下 (*) を維持
*機械換気の場合。窓開け換気の場合は目安。

3. 適度な保湿（湿度40%以上を目安）

- 換気しながら加湿を
(加湿器使用や洗濯物の室内干し)
- こまめな拭き掃除を

『5つの場面』

- 場面1：飲酒を伴う懇親会
- 場面2：大人数や長時間におよぶ飲食
- 場面3：マスクなしでの会話
- 場面4：狭い空間での共同生活
- 場面5：居場所の切り替わり



職場における 新型コロナウィルス感染症防止対策宣言 取組の5つのポイント



テレワーク・時差出勤等を推進しています。



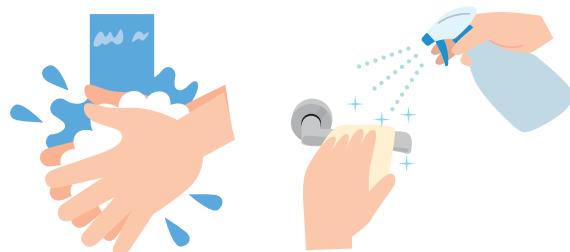
体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルールを定め、実行できる雰囲気を作っています。



職員間の距離確保、定期的な換気、仕切り、マスク徹底など、密にならない工夫を行っています。



休憩所、更衣室などの“場の切り替わり”や、飲食の場など「感染リスクが高まる『5つの場面』」での対策・呼びかけを行っています。



手洗いや手指消毒、咳エチケット、複数人が触る箇所の消毒など、感染防止のための基本的な対策を行っています。

(職場名)

職場における 新型コロナウイルス感染症 防止対策宣言

～取組の5つのポイント～



テレワーク・時差出勤等を推進しています。



体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルールを定め、
実行できる雰囲気を作っています。



職員間の距離確保、定期的な換気、仕切り、マスク徹底など、
密にならない工夫を行っています。



休憩所、更衣室などの“場の切り替わり”や、飲食の場など
「感染リスクが高まる『5つの場面』」での対策・呼びかけを行っています。



手洗いや手指消毒、咳エチケット、複数人が触る箇所の消毒
など、感染防止のための基本的な対策を行っています。

一人ひとりの意識が、再びの感染拡大を防ぐことにつながります。

ポイントをおさえ て会食しよう!



●換気が良く、座席間の距離も十分で、
適切な大きさのアクリル板も設置され、
混雑していない店を選択。



●食事は短時間で、深酒をせず、
大声を出さず、
会話の時はマスクを着用。



●人数が増えるほどリスクが高まる。
できるだけ、
家族か、4人まで。

「ありがとう」が感染予防の輪をつくる



新型コロナウイルス感染症対策推進室



一人ひとりの意識が、再びの感染拡大を防ぐことにつながります。

ポイントをおさえて 生活しよう!



- 外出はすいた時間と場所を選んで。
特に平日・休日ともに混雑した場所
での食事は控えて。



- 卒業旅行、謝恩会、歓送迎会は控えて。
花見は宴会なしで。

- 仕事は組織トップが決意を示し、
リモートワークで。

「ありがとう」が感染予防の輪をつくる



新型コロナウイルス感染症対策推進室



keep
safe for
なんのための、予防だろうか。

笑顔に会えるから
——また、みんなの

「5つの場面」に気をつけよう

飲酒を伴う懇親会

大人数や長時間の飲食

マスクなしでの会話

狭い空間での共同生活

居場所の切り替わり



新型コロナウイルス
感染症対策推進室

Art by KEI © Crypton Future Media, INC. www.piapro.net piapro

初音ミク
HATSUNE MIKU

CRYPTON
FUTURE MEDIA, INC.

「5つの場面」に気をつけよう

1

飲酒を伴う
懇親会

2

大人数や長時間の
飲食

3

マスクなしでの
会話

4

狭い空間での
共同生活

5

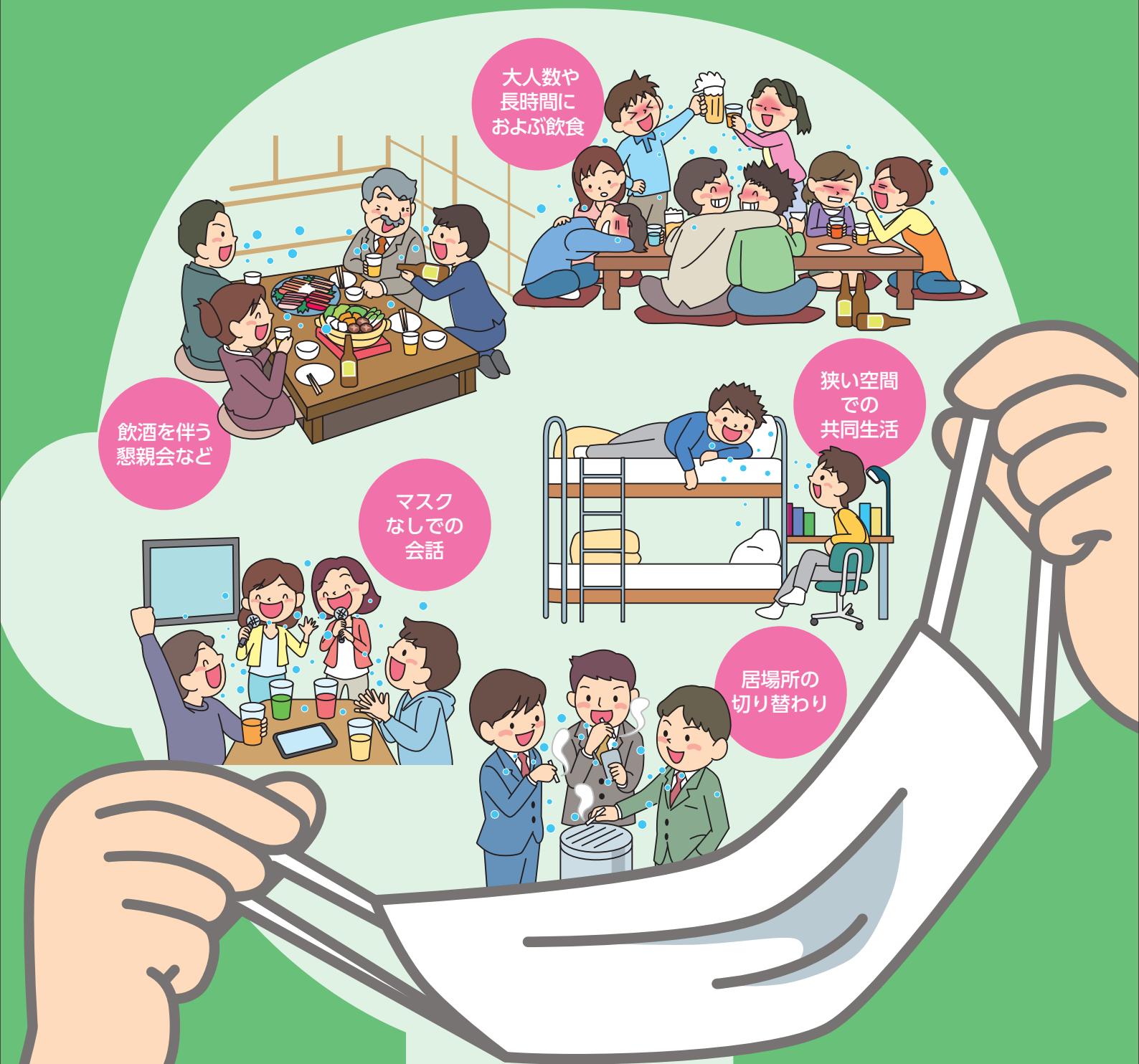
居場所の
切り替わり

換気を良くして
三密を避けよう!



いつでもマスク
手洗い・消毒忘れずに!

いつでもマスク 気をつけたい「5つの場面」



「ありがとう」が感染予防の輪をつくる



新型コロナウイルス感染症対策推進室



これからも守って欲しいこと //

- マスク着用・三密回避、室内換気を
- 会話は静かに
- 集まりは少人数・短時間で
- 手洗い・アルコール消毒を
- 体調不良時、発熱時は出かけない

飲食OFFで会話ON! 「マスク会食」のエチケット



「マスク会食」のマナー ~感染リスクを下げながら会食を楽しむ方法~

- ①少人数・短時間で ②なるべく普段一緒にいる人と ③深酒・はしご酒はひかえ、適度な酒量で
- 箸やコップは使いまわさず、一人ひとりで
- 座る時は、お互いの正面や真横を避け、斜め向かいに
- 飲食する時だけマスクを外し、会話の際にはマスクを着けて

「ありがとう」が感染予防の輪をつくる



「マスク会食」で 守って欲しいこと

感染リスクを下げながら
会食を楽しむ方法

- ①少人数・短時間で
②なるべく普段一緒にいる人と
③深酒・はしご酒はひかえ、適度な酒量で
- 箸やコップは使いまわさず、
一人ひとりで
- 座る時は、お互いの正面や
真横を避け、斜め向かいに
- 飲食する時だけマスクを外し、
会話の際にはマスクを着けて



冬のコロナ対策への ご協力をお願いします!

「マスクの着用」「3密の回避」「手洗い・消毒」などの
基本的な感染症対策を徹底しましょう。

「静かなマスク会食」をお願いします

会話の際には
マスクを着用しましょう！



いつでもマスク
気を付けたい「5つの場面」



新型コロナウイルス
感染症対策推進室



首相官邸
Prime Minister's Office of Japan

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

厚労省

検索



職場の新型コロナウイルス感染症対策 外国人労働者の皆さんにも 「正しく伝わっていますか？」

外国人労働者は、日本の労働慣行や日本語に習熟していない場合があるほか、出身国・出身地域により文化や生活習慣が日本と大きく異なる場合があります。

そのため、外国人労働者が安心して働くためには、職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の内容を、正しく理解することがなによりも重要です。

外国人労働者の皆さんのが、職場内、職場外で感染予防の行動を取ることが出来るよう、出身国特有の文化や生活習慣もふまえた教育やアドバイスに努めてください。

職場での感染症対策チェックリスト（10か国語）

外国人労働者の皆さんのが職場における感染防止対策の内容を十分に理解出来るよう、「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」を10か国語（※）に翻訳しました。

事業主の皆さんには、外国人労働者への教育やミーティングをする機会に、このチェックリストを活用するなどして、職場の感染症対策の徹底をお願いします。

※英語、中国語（簡体字）、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、
タイ語、ベトナム語、インドネシア語、カンボジア語、ミャンマー語
(やさしい日本語版もあります。)



- ▶ 各言語のチェックリストは、右記にアクセスをしてご確認ください。
(厚生労働省ウェブサイト内)

「裏面」に感染拡大防止のポイントを記載しています。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

職場の新型コロナウイルス感染症対策 外国人労働者の皆さんにも 「正しく伝わっていますか？」

外国人労働者は、日本の労働慣行や日本語に習熟していない場合があるほか、出身国・出身地域により文化や生活習慣が日本と大きく異なる場合があります。

そのため、外国人労働者が安心して働くためには、職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の内容を、正しく理解することがなによりも重要です。

外国人労働者の皆さんのが、職場内、職場外で感染予防の行動を取ることが出来るよう、出身国特有の文化や生活習慣もふまえた教育やアドバイスに努めてください。

職場での感染症対策チェックリスト（10か国語）

外国人労働者の皆さんのが職場における感染防止対策の内容を十分に理解出来るよう、「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」を10か国語（※）に翻訳しました。

事業主の皆さんには、外国人労働者への教育やミーティングをする機会に、このチェックリストを活用するなどして、職場の感染症対策の徹底をお願いします。

※英語、中国語（簡体字）、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、
タイ語、ベトナム語、インドネシア語、カンボジア語、ミャンマー語
(やさしい日本語版もあります。)



- ▶ 各言語のチェックリストは、右記にアクセスをしてご確認ください。
(厚生労働省ウェブサイト内)

「裏面」に感染拡大防止のポイントを記載しています。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

「職場」での感染拡大防止ポイント



マスク

かいわ
会話をするとときは
マスクをつけましょう



換気

しつない
室内では
こまめに空気を入れ換えましょう



密

せき こういしつ
席や更衣室では、
ひと てきせつ きより
人と適切な距離をとりましょう

休憩時間での居場所の切り替わりなどで
気が緩むことがあるため、適切な距離をとるよう注意しましょう。



共用

びひん きょうよう さ
備品の共用は避けましょう

どうしても共用する場合には
使用前後の手洗いや手指消毒を徹底しましょう。

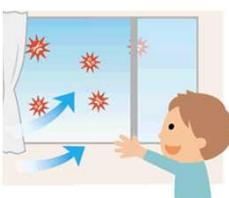
「職場外」での感染拡大防止のポイント

寄宿舎や寮など、共同生活をしている場合は、特に以下の取り組みをお願いします。



食事

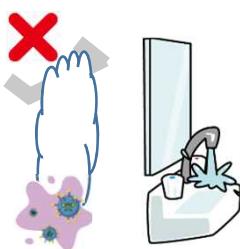
しょくじ しょうにんずう たんじかん
食事は少人数、短時間にしましょう
席の配置は斜め向かいにしましょう。
(正面や真横はなるべく避ける)
箸やコップの使い回しは避けましょう。



換気

くうき い か
こまめに空気を入れ換えましょう

出身地域によっては日本が寒く感じる
かもしれませんのが閉め切りは避けましょう。



共用

つか まわ さ
使い回しは避けましょう

どうしても共用する必要がある設備などを
使用前後の手洗いや手指消毒を徹底しましょう。



移動

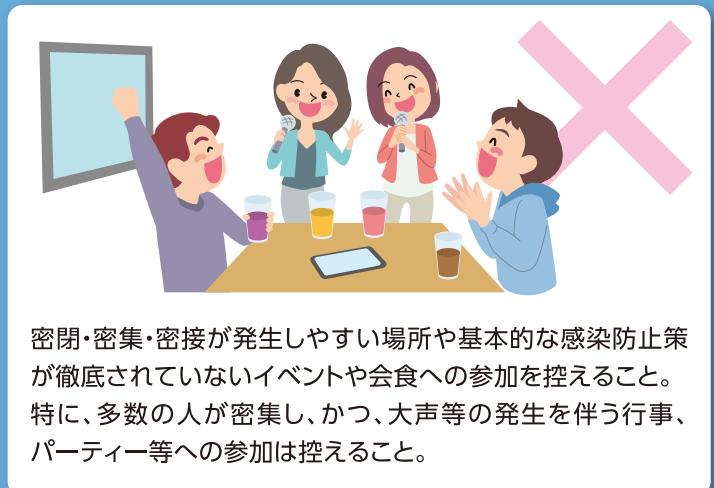
おおにんずう いどう みっしゅう さ
大人数での移動や密集を避け、
かいわ ひか
マスクなしでの会話を控えましょう

ラッシュを避けての移動に努めましょう。
車内換気に協力しましょう。

たいちょう わる
体調が悪いときは上司に相談しましょう。

感染拡大防止のための留意点

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、
イベントや会食の際には以下の点に留意してください。



「ありがとう」が感染予防の輪をつくる



新型コロナウイルス感染症対策推進室



電話相談窓口

■各都道府県の相談窓口（医療機関への受診に関する疑問）

やさしいにほんご（Plain Japanese）	https://www.covid19-info.jp/area-jp.html
English	https://www.covid19-info.jp/area-en.html
Português (Portuguese)	https://www.covid19-info.jp/area-pt.html
简体中文 (Simplified Chinese)	https://www.covid19-info.jp/area-cs.html
繁体中文 (Traditional Chinese)	https://www.covid19-info.jp/area-ct.html
한국어 (Korean)	https://www.covid19-info.jp/area-kr.html

■厚生労働省電話相談窓口（発生状況、全般に関する疑問）

📞 0120-565-653 (9:00~21:00)

対応言語 English, 中文 (Chinese), 한국어 (Korean), Português (Portuguese), Español (Spanish),
ภาษาไทย (Thai), Tiếng Việt (Vietnamese)

外国人の生活支援にかかる情報等

■外国人在留支援センター(FRESC)（出入国在留管理庁）

<http://www.moj.go.jp/isa/support/fresc/fresc01.html>

■外国人生活支援ポータルサイト

各省の支援施策や地域における外国人向けの生活相談窓口の一覧等を言語別に掲載。

トップページ: <http://www.moj.go.jp/isa/support/portal/index.html>

消毒液の使用やうがい、石鹼による手洗い励行、体温測定等による健康管理と作業・打合せ時のマスク着用等、政府の対処方針※を踏まえた対策の徹底とともに、建設現場の「三つの密」の回避等に向けて現場では様々な取組・工夫が実践

※「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和3年5月7日変更)

朝礼・KY活動※における取組事例

※危険予知活動

- 朝礼時の配列間隔の確保（作業員間の一定距離の確保（2m程度））
- 対人間隔が確保困難な場合等の朝礼の参加人数の縮小等
(参加者を職長のみとし、朝礼後にグループ別に伝達事項等を共有する 等)
- 伝達事項等に即した朝礼等の時間短縮や内容の効率化
(説明のポイントを絞った時間短縮、伝達事項が明確な資料の活用等)
- 肩もみ等の接触を伴う活動の省略
- マスクの入手が困難な場合の指差し呼称の省略
(指差し呼称する場合には十分な距離を確保する)
- 朝礼時の体温測定等（非接触体温計の活用等）
- テレビ通話ツール等の利用による現場・事務所間の遠隔開催 等



作業員間の一定距離の確保



サーモグラフィーカメラによる体温計測



現場



事務所

現場事務所等での業務・打合せに関する取組事例

- 事務作業時の対人間隔の確保や窓等の開放による換気
- Web (TV) 会議やメール・電話による対面の打合せ等の削減
- 対面で打合せ等を行う場合には十分な対面距離を確保
(例) 対面距離を2.0m以上空ける、3人掛けの机を2人掛けで利用する、
対面とならないよう座席を配置する など
- 時間差による打合せの分散化や、打合せ時間の短縮・人数の縮小
- 現場事務所等での空気清浄機の使用 等



現場事務所での対人間隔の確保と換気



打合せ時の十分な対面距離の確保



Web会議による打合せ



空気清浄機を設置

建設現場「三つの密」の回避等に向けた取組事例 ②

食事・休憩時における取組事例

- 休憩室等の窓・ドア等の常時開放や定期的な換気の励行
- 車中における食事・休憩の励行、休憩時間の分散化
(時間差による休憩室や更衣室等の利用、班別の休憩取得の励行など)
- 更衣室や休憩室等での一定の対人距離の確保
- 簡易なパーティション(アクリル板等)による密接の防止
- 手洗い時のタオルの撤去(ペーパータオルの利用等) 等



休憩室の窓の常時開放



時間差による休憩時間の分散化



パーティションで密接を防止



屋外で対人距離を確保して休憩

現場作業や移動時の取組事例

- 作業員の配置のブロック分けによる密接した作業の回避
- 車両での移動時の同乗・相乗りを避け個別の移動を励行
(現場へ移動するための車両数を増やす、近隣に借地し駐車スペースを確保する等)
- 現場と自宅の直行直帰の推奨
- 重機や車両等の操作前の消毒等の徹底
(ハンドルや操作レバー等を消毒する、車両運転時にゴム手袋を着用する等)
- 密室・密閉空間での換気や送風機等の使用の励行
(室内作業や型枠組立、内装工事など) 等



ハンドルやレバー等のアルコール消毒の徹底



作業員の配置をブロック分けし密接した作業を回避

建設現場「三つの密」の回避等に向けた取組事例 ③

内装工事等、室内の現場における取組等

- 内装仕上げや設備工事等の室内の作業では、工事エリアごとに区画を設定して作業
- 狹い場所や居室での作業は、広さ等に応じて入室人数を制限して実施
(入口に掲示等を行い周知、室内は窓を開けて換気)
- 大部屋での作業等においても、あらかじめ工程調整等を行ってフロア別に人数を制限
(また、職種別に作業日を分散して、1日の現場入場人数を制限)
- 室内には換気装置を設置し、換気を実施
- 工程管理や内装仕上げの確認・是正にWebカメラや通信端末等を利用し、遠隔で実施
(データの共有、相互確認が可能)
- 作業用エレベーターは3密の回避のため使用のルール化
(定員制限やポスター掲示による周知徹底、乗降時や階数ボタン等の消毒の徹底)
等

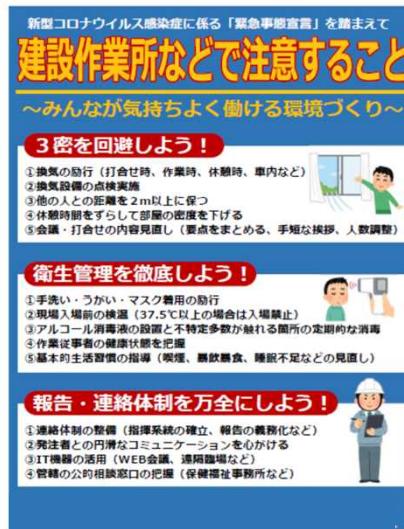
The collage includes:

- A worker in a work area marked by orange cones.
- A sign with a red circle around the text "3密(密接・密閉・密閉)やめよう!! 作業所に新型コロナを入れない! 広げない!" (Let's stop the three密!! No new COVID-19 cases in the workplace!). Below it is a table with "人数制限:2名以上の作業禁止" (No more than 2 people working).
- A worker in a room with windows open for ventilation.
- Two workers in a large room with scaffolding.
- Two workers in a room with scaffolding.
- Two workers in a room with scaffolding.
- A green air purifier unit highlighted with a red circle.
- A worker using a tablet for remote inspection.
- A worker using a tablet for remote inspection.
- A sign reading "掲示例" (Example) showing rules for elevators.
- A sign reading "3密回避" (Avoid three密) with details about elevator use.
- A worker disinfecting the control panel of an elevator.

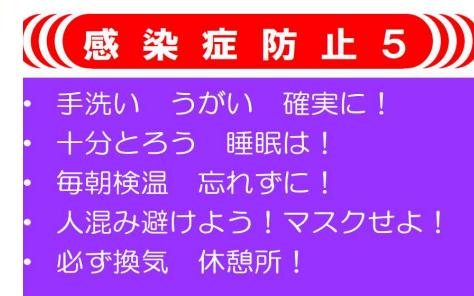
建設現場「三つの密」の回避等に向けた取組事例 ④

オリジナルのポスター・ロゴ、看板による意識向上

- 現場や事務所にオリジナルのポスター・ロゴ、看板を設置し、「三つの密」回避等の意識向上と作業姿勢の定着を図る



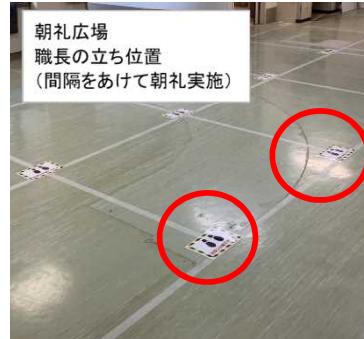
【コロナ感染防止十則】	
1	出勤前の検温実施
2	率先しうう時差出勤
3	マスクは正しく要着用
4	休憩前のうがいと手洗い
5	扉をあけて部屋換気
6	詰所はみんなで清潔に
7	適正距離で行動し
8	不要な外出控えよう
9	日々の体調管理しっかりと
10	怪しい時はすぐ報告



【建設現場『三つの密』の回避等】 朝礼・KY活動における取組・工夫の例



朝礼の整列時に作業員間の距離を十分に確保、参加者は職長等の必要人数になるべく限定



立ち位置をマーキングして配列間隔を確保

朝礼の分散化・少人数化



朝礼時などに体温測定を実施。発熱があれば入場を制限

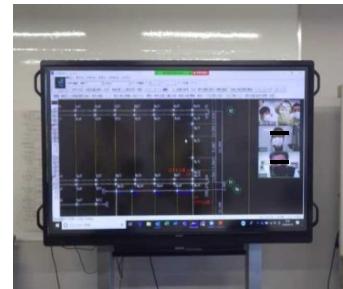
毎日の体温と体調を記録・チェック

【建設現場『三つの密』の回避等】 現場事務所等での業務・打合せに関する取組・工夫の例



現場事務所での事務作業時は対人間隔を確保。窓等もなるべく開放して換気

シートで区切り机前の飛沫防止。段ボールも有効活用



Web(TV)会議やメール・電話を活用して、対面での打合せ等はできるだけ削減



対面で打合せ等を行わざるを得ない場合には、人数を縮小し、対面距離を確保して実施。窓を開けるなど換気し、なるべく短時間で終える

サーキュレーターや
空気清浄機を設置

○その他

- ・毎日の工事打ち合わせを V-CUBE で実施
- ・発注者との週間工程打ち合わせを Zoom で実施
- ・立会が必要な場面において FaceTime を活用 等

※上記は報告のあった事例であり、活用するツール等については各自で適切に検討をお願いいたします

【建設現場『三つの密』の回避等】 食事・休憩時における取組・工夫の例



休憩所や喫煙所は大人数での使用を避け、休憩や昼食時間はなるべく時差で取得。座席の配席を工夫し、密接にならないよう留意



喫煙スペースも仕切りを設置して間隔を確保



施工中の空きスペースを
オープンエアの休憩所として利用



昼食時はお互い距離をとって食事



(当該事例)

午前休憩: A班 09:45~10:15、B班 10:15~10:45
昼休憩: A班 11:30~12:30、B班 12:30~13:30
午後休憩: A班 14:45~15:15、B班 15:15~15:45

詰所における時差休憩の導入



食堂はバイキングから個別配膳に変更、
人数も使用予定表を掲示して制限

食堂使用予定表	
令和2年 4月 15日 予算表	
18:30	A氏 B氏 C氏 D氏
19:00	E氏 F氏 G氏 H氏
19:30	I氏 J氏 K氏
A氏 B氏 C氏 D氏	
E氏 F氏 G氏 H氏	
I氏 J氏 K氏	
使用人員 : 4名以下	
入室料 : 半面済者実費	



手洗い場所はタオルを撤去、
ペーパータオルを使用

○その他の例として、
・トンネルやダムなど、宿泊施設のある現場について、入浴施設に別々に入浴できるよう、一人用湯舟を4個設置
・宿泊施設の食堂で、朝昼晩の食事で密接にならないよう、食堂に『取り決め表』を掲示 等

【建設現場『三つの密』の回避等】 現場作業や移動時の取組・工夫の例



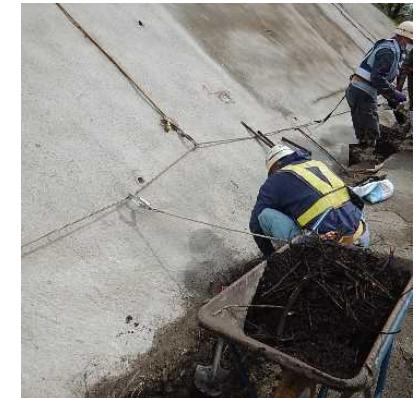
現場移動では同乗を避けて
個人で移動



重機のレバーはこまめに消毒



作業場所は定期的に換気する



作業時もなるべく離隔を確保



現場の手洗い場所の増設



携帯webカメラで撮影した
現場状況がテレワーク
実施者のPCへ表示



作業場所での手洗い励行



作業時のマスク着用



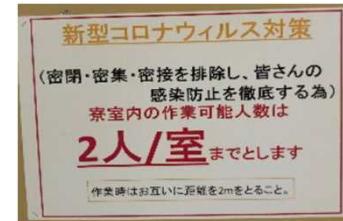
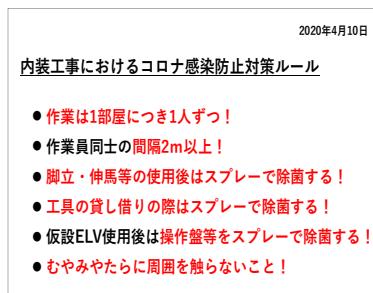
携帯Webカメラ着用状況



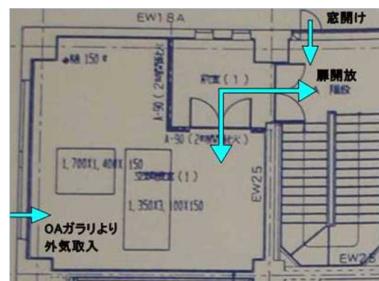
テレワークでの現場確認状況

テレワーク中の担当者でも、自宅でPC等で確認・指示・注意を行うことが
でき、テレワークの活用と現場における対人接触の低減に資する

【建設現場『三つの密』の回避等】 内装工事等における取組・工夫の例



内装工事等、住戸内・密室内の作業では人数を制限し、ポスター等の掲示で周知。作業を少人数で分担するため、工程を調整して作業員数を削減



室内の作業現場では、扉・窓の開放によって作業エリアを自然換気。必要に応じ扇風機も併用

換気設備の活用



送風機を稼働し、埃を外部へ排出

空気清浄機の使用

天井裏の作業は換気が難しいため、空間除菌剤を設置

こまめに粉塵等を処理

【建設現場『三つの密』の回避等】 室内におけるその他の取組・工夫の例



工事用エレベーターの定員を限定、ポスターを掲示



エレベーターにおける人数制限、乗車位置を設定



現場内の昇降機を荷物専用として運用



廊下通行も並列歩行を回避



マスクを装着（打ち合わせ時にも装着）



チャットツールを導入し、遠隔指示を通じて作業ができる環境を整備



現場等の入口にサーモグラフィ等を設置し、体温を測定



のど飴の設置(味覚異常の確認)



※当該事例では「ポケトーク」を活用

携帯型音声通訳デバイスを用いた外国人労働者への注意喚起

新型コロナウイルスの出現に伴い、マスクの着用や三つの密を避ける等の「新しい生活様式」が求められている中で、建設現場では熱中症予防のための様々な取組・工夫が実践されている

マスク着用に関する取組事例

- 冷感素材等を用いたマスク等の活用
- マスクと併用可能な空調機器等の活用
(空調機能が付いた作業服の着用や、首掛けクーラーの活用等)
- 現場作業において、特に不要な場合はマスクを外す 等
(屋外で人と十分に距離を確保できる場合や一人での作業など
マスクを外しても良い例外的な場合を明示し、現場で周知等)
- マウスシールドやフェイスシールドの活用
※マウスシールド・フェイスシールドはマスクに比べ効果が弱いことに留意が必要。



現場作業や休憩所に関する取組事例

- 現場でのスポットクーラーや扇風機等の設置
- ドライミスト発生装置の設置
- 屋外作業の現場で、送風機等により通気性を確保
- テント付きの屋外休憩所の設置
- 休憩所等において、エアコンと換気扇等を併用 等



【建設現場 新型コロナ対策に伴う熱中症リスク軽減等】マスク着用に関する取組事例①

※マウスシールド・フェイスシールドはマスクに比べ効果が弱いことに留意が必要。



冷感素材のフェイスマスクの活用

冷感マスクの活用

冷感スプレー等の活用



マウスシールドの活用



マウスシールドの活用

フェイスシールドの活用



打ち合わせ時における
マウスシールド・フェイスシールドの活用

クリアファイル等を利用したフェイスシールド等の作成

【建設現場 新型コロナ対策に伴う熱中症リスク軽減等】 マスク着用に関する取組事例②



空調機能付きの作業服を活用



空調ヘルメットの活用



首掛けクーラーの活用



ベストに保冷剤を入れて作業



状況に応じてマスクを外せるよう、
携帯用の袋等を活用

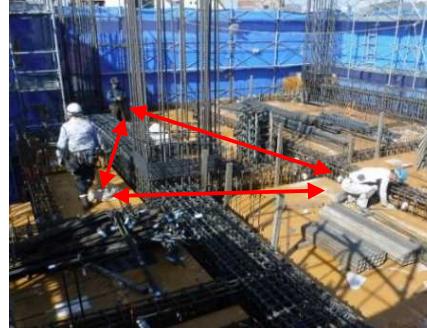
	屋 内		屋 外	
	作業中	打合せ・休憩	作業中	休 憩
密 (2m未満)	飛沫防止対策 	マスク 	飛沫防止対策 	マスク
粗 (2m以上)	飛沫防止対策 	マスク 	飛沫防止対策 	マスク

密：ソーシャルディスタンスが確保できない : マスク等を外してもよい
粗：ソーシャルディスタンスが確保できる : マスク着用、飛沫防止対策を実施

マスクを外して作業可能な条件を設定



少人数での現場



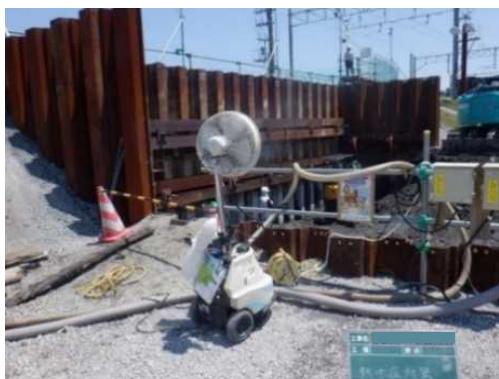
密接作業を回避できる場合には、
マスクを外しての作業を許可



暑さ指数(WBGT)に応じて、
マスクを外しての作業を許可
(例:暑さ指数(WBGT)が21°C以上の場合は外してもよい)



【建設現場 新型コロナ対策に伴う熱中症リスク軽減等】現場作業に関する取組事例



スポットクーラー、扇風機等の活用



送風機により通気性を確保するとともに、ドライミスト発生装置等も併用

内装工事において、送風機及び冷却器を使った換気を実施

【建設現場 新型コロナ対策に伴う熱中症リスク軽減等】 休憩所に関する取組・工夫の例



屋外にテント等を設置し、休憩所とすることで密閉空間を回避しつつ、熱中症を防止



テントと併せて送風機やスポットクーラー、ドライミスト発生装置等を設置

休憩所の壁を一部撤去し、通気性を確保

その他熱中症及び三つの密等を回避するための取組・工夫の例



給水機では、フットペダルのみを利用



製氷機を利用する際は
ビニール袋を手袋として活用



自動ストップ機能付きの
水栓に交換



熱中症計等の携帯

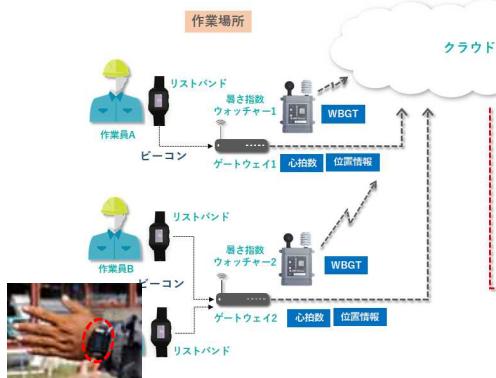


竣工検査をリモートで実施
(完成図書はクラウド上で確認、出来形は事前に発注者で検測等の工夫を実施)

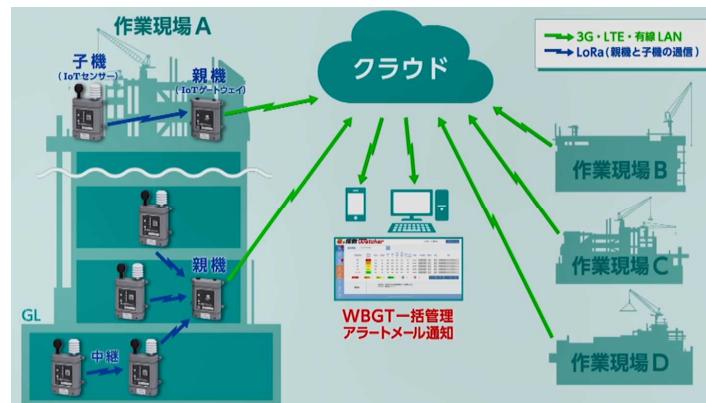


(実験の様子)

コロナウィルス感染及び熱中症のリスク軽減の
ためのフェイスカバーリング手法を検討し・運用



体調管理システムの活用
バイタルセンサーにより心拍数を管理し、複数箇所で計測したWBGT値を
紐づけ、特定の閾値を一定時間超えた場合にアラートメールを発信



タブレット端末等でWBGT値を確認可能なシステムの活用

バイタルセンサーにより心拍数を管理し、複数箇所で計測したWBGT値を
紐づけ、特定の閾値を一定時間超えた場合にアラートメールを発信

事務連絡
令和2年8月4日

関係所長様
関係課長様

技術管理課長

熱中症対策に資する現場管理費補正の試行の改定について（通知）

このことについて、国土交通省より「機械設備工事における熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行等について」令和2年7月22日付で事務連絡がありました。については、令和元年8月30日付事務連絡「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について」の別添について改定を行い、積算基準（機械編）の間接工事費の工種区分を適用する工事についても試行の対象とすることとしましたので通知します。

事務担当 技術管理課 技術管理班
浅田・堀出・松本
TEL 059-224-2918

(別添)

1. 対象工事

主たる工種が屋外作業である工事を対象とする。

2. 適用

県土整備部が所管する工事のうち、以下の積算基準の間接工事費の工種区分を適用する工事で、当初契約が適用日以降の工事に適用する。

積算基準（共通編） 適用日：平成31年4月1日

積算基準（港湾関係編） 適用日：平成31年4月1日

積算基準（機械編） 適用日：令和2年4月1日

なお、各基準の適用日以降に当初契約を行った既契約工事についても適用できるものとする。

3. 用語の定義

（1）真夏日

日最高気温が30℃以上の日をいう。

但し、夜間工事の場合は、作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合とする。

※新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防にあたっては30℃を28℃と読み替えるものとする。

（2）工事期間

「工事着手日」から、「工期末前の受発注者間で協議した日」※までの期間のうちで、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日及び後片付け期間の合計をいう。

なお、工事期間に年末年始を含む工事では、年末年始休暇分として6日間、6月、7月、8月又は9月を含む工事では夏季休暇分として3日間、工場製作のみを実施している期間及び工事全体を一時中止している期間は含まない。

※「工期末前の受発注者間で協議した日」は、監督員が最終変更設計書の作成開始日とすることを基本とする。

（3）真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \frac{\text{工事期間中の真夏日}}{\text{工事期間}} \div \text{工事期間}$$

4. 積算方法

（1）補正方法

現場管理费率の熱中症対策補正は、工事期間中の日最高気温等の状況に応じて算出し、現場管理费率に加算する。

なお、熱中症対策補正是最終変更契約において行うことを基本とし、熱中症対

策補正値の算定は、次によるものとする。

$$\text{熱中症対策補正値} (\%) = \text{真夏日率} \times 1.2$$

(2) 現場管理費の補正

1) 積算基準（共通編）の工種区分を適用する場合

ア 現場管理費の補正は、次によるものとする。

$$\text{対象純工事費} \times \{(\text{現場管理費率} \times \text{補正係数}) + \text{補正値} + \text{熱中症対策補正値}\}$$

イ 「積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合」及び「緊急工事の場合」による現場管理費率の補正を重複して適用する場合の補正値の上限は、全ての補正値を合計（補正値+熱中症補正値）して2.0%とする。

ウ 真夏日率及び熱中症対策補正値は、小数点以下3位を四捨五入して、2位止めとする。

2) 積算基準（港湾関係編）の工種区分を適用する場合

ア 現場管理費の補正は、次によるものとする。

$$\text{対象純工事費} \times (\text{現場管理費率} + \text{補正値} + \text{熱中症対策補正値})$$

イ 「積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合」及び「緊急工事の場合」による現場管理費率の補正を重複して適用する場合の補正値の上限は、全ての補正値を合計（補正値+熱中症補正値）して2.0%とする。

ウ 真夏日率及び熱中症対策補正値は、小数点以下3位を四捨五入して、2位止めとする。

3) 積算基準（機械編）の工種区分を適用する場合

ア 現場管理費の補正は、次によるものとする。

$$\text{現場管理費対象額} \times ((\text{現場管理費率} \times \text{補正係数}) + \text{熱中症対策補正値})$$

イ 真夏日率及び熱中症対策補正値は、小数点以下3位を四捨五入して、2位止めとする。

5. 気温の計測方法等

工事着手前に受注者より提出される施工計画書に、工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載するものとする。

(1) 計測方法

気温は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の測定値を用いることを標準とする。なお、環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）を用いることもできることとするが、その場合、WBGTが25°C以上となる日を真夏日とみなす。

運動に関する指針

気温 (参考)	暑さ指数 (WBGT)	熱中症予防運動指針	
35℃以上	31℃以上	運動は原則中止	特別の場合以外は運動を中止する。 特に子どもの場合には中止すべき。
31～35℃	28～31℃	厳重警戒 (激しい運動は中止)	熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。 10～20分おきに休憩を取り水分・塩分の補給を行う。 暑さに弱い人は運動を軽減または中止。
28～31℃	25～28℃	警戒 (積極的に休憩)	熱中症の危険が増すので、積極的に休憩を取り適宜、水分・塩分を補給する。 激しい運動では、30分おきくらいに休憩をとる。
24～28℃	21～25℃	注意 (積極的に水分補給)	熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。 熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
24℃未満	21℃未満	ほぼ安全 (適宜水分補給)	通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給が必要である。 市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。

※暑さに弱い人：体力の低い人、肥満の人や暑さに慣れていない人など

(公財)日本スポーツ協会「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」(2019)より

(2) 計測結果の報告

施工計画書に基づき、計測結果の資料を監督員へ提出するものとする。

6. 条件明示等

熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温等の状況に応じた現場管理費の補正を行う試行対象工事である旨を、追加特記仕様書により明示するものとする。(別紙1「記載例」参照)

7. 既契約工事への適用方法

平成31年4月1日以降に当初契約を行った既契約工事については、工事打合簿により通知するものとする。(別紙2「記載例」参照)

(1) 積算方法

「4. 積算方法」によるものとする。

(2) 気温の計測方法等

受注者より提出される工事打合簿に、工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載するものとする。

ア 計測方法

「5. 気温の計測方法等」の「(1) 計測方法」によるものとする。

イ 計測結果の報告

工事打合簿に基づき、計測結果の資料を監督員に提出するものとする。

熱中症対策に資する現場管理費の補正に関する特記仕様書（記載例）

1. 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行対象工事である。

2. この特記仕様書における用語の定義は次のとおりとする。

(1) 真夏日

日最高気温が30°C以上の日をいう。

但し、夜間工事の場合は、作業時間帯の最高気温が30°C以上の場合とする。

※新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防にあたっては30°Cを28°Cと読み替えるものとする。

(2) 工事期間

「工事着手日」から、「工期末前の受発注者間で協議した日」※までの期間のうちで、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日及び後片付け期間の合計をいう。

なお、工事期間に年末年始を含む工事では、年末年始休暇分として6日間、6月、7月、8月又は9月を含む工事では夏季休暇分として3日間、工場製作のみを実施している期間及び工事全体を一時中止している期間は含まない。

※「工期末前の受発注者間で協議した日」は、監督員が最終変更設計書の作成開始日とすることを基本とする。

(3) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \frac{\text{工事期間中の真夏日}}{\text{工事期間}} \times 100\%$$

(4) 热中症対策補正值

以下の式により算出された値をいう。

$$\text{熱中症対策補正值} (\%) = \text{真夏日率} \times 1.2$$

※真夏日率及び熱中症対策補正值は、小数点以下3位を四捨五入して、2位止めとする。

3. 気温の計測方法等は次のとおりとする。

受注者は、工事着手前に提出する施工計画書に、工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載するものとする。

(1) 計測方法

気温は、施工箇所から最寄りの気象庁の地上気象観測所の測定値を用いることを標準とする。なお、環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）を用いることもできることとするが、その場合、WBGTが25°C以上となる日を真夏日と見なす。

(2) 計測結果の報告

施工計画書に基づき、計測結果の資料を監督員へ提出するものとする。

4. 現場管理費の算出方法等については次のとおりとする。

受注者から提出された計測結果の資料をもとに、熱中症対策補正値を算出し、現場管理費の算出を行うものとする。なお、現場管理費の算出については、「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について」(三重県 HP「三重県の公共事業情報」参照)によるものとし、設計変更の対象とする。

5. その他

受注者は熱中症対策の対象となる工事期間を監督員と協議すること。

熱中症対策に資する現場管理費の補正について（記載例）

1. 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行対象工事とする。

2. この工事打合簿における用語の定義は次のとおりとする。

(1) 真夏日

日最高気温が30°C以上の日をいう。

但し、夜間工事の場合は、作業時間帯の最高気温が30°C以上の場合とする。

※新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防にあたっては30°Cを28°Cと読み替えるものとする。

(2) 工事期間

「工事着手日」から、「工期末前の受発注者間で協議した日」*までの期間のうちで、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日及び後片付け期間の合計をいう。

なお、工事期間に年末年始を含む工事では、年末年始休暇分として6日間、6月、7月、8月又は9月を含む工事では夏季休暇分として3日間、工場製作のみを実施している期間及び工事全体を一時中止している期間は含まない。

※「工期末前の受発注者間で協議した日」は、監督員が最終変更設計書の作成開始日とすることを基本とする。

(3) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \frac{\text{工事期間中の真夏日}}{\text{工事期間}} \times 100\%$$

(4) 热中症対策補正值

以下の式により算出された値をいう。

$$\text{熱中症対策補正值} (\%) = \text{真夏日率} \times 1.2$$

※真夏日率及び熱中症対策補正值は、小数点以下3位を四捨五入して、2位止めとする。

3. 気温の計測方法等は次のとおりとする。

受注者は、工事打合簿により、工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を提出するものとする。

(1) 計測方法

気温は、施工箇所から最寄りの気象庁の地上気象観測所の測定値を用いることを標準とする。なお、環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）を用いることもできることとするが、その場合、WBGTが25°C以上となる日を真夏日とみなす。

(2) 計測結果の報告

工事打合簿に基づき、計測結果の資料を監督員へ提出するものとする。

4. 現場管理費の算出方法等については次のとおりとする。

受注者から提出された計測結果の資料をもとに、熱中症対策補正値を算出し、現場管理費の算出を行うものとする。なお、現場管理費の算出については、「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について」(三重県 HP「三重県の公共事業情報」参照)によるものとし、設計変更の対象とする。

5. その他

受注者は熱中症対策の対象となる工事期間を監督員と協議すること。

事務連絡
令和2年7月21日

関係所長様
関係課長様

技術管理課長

熱中症対策に資する現場管理費補正の試行の取扱いについて（通知）

工事現場における熱中症対策については、「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について」（令和元年8月30日付事務連絡）により通知しているところです。通知では真夏日を「日最高気温が30°C以上の日」と定義していますが、当面の間、新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防にあたっては、「日最高気温が28°Cの日」と読み替えることとします。

適用年月日は令和2年7月21日以降、起案に係るものからとし、令和2年7月21日時点で契約中の工事については、受発注者の協議により、令和2年4月1日以降の真夏日について本通知を適用できるものとします。

なお、本通知に基づく試行においては、別紙1及び2により、特記仕様書（施工条件の明示）及び協議を行うこととします。

事務担当 技術管理課 技術管理班
浅田・堀出・松本
TEL 059-224-2918

事務連絡
令和2年 7月27日

各農林水産（農政、農林）事務所長様

農業基盤整備課長

熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行にかかる対象工事の追加
について（通知）

工事現場における熱中症対策については、「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について（通知）」（令和元年度9月4日付事務連絡）により通知していますが、対象工事について別添のとおり施設機械工事についても対象とすることとしたので通知します。

なお、新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防にあたっては、県土整備部発出の「熱中症対策に資する現場管理費補正の試行の取扱いについて（参考送付）」（令和2年7月21付事務連絡）を参考とする。

事務担当：農業基盤整備課
山田・浮田 Tel059(224)2556

事務連絡
令和2年7月21日

各農林（水産）事務所
森林・林業室長様

治山林道課長

熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行の取扱いについて

工事現場における熱中症対策については、「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について」（令和元年9月3日付農林水第31－276号）により通知しているところです。本試行では真夏日を「日最高気温が30°C以上の日」と定義していますが、当面の間、新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防にあたっては、「日最高気温が28°C以上の日」と読み替えることとします。

適用年月日は令和2年7月21日以降、起案に係るものからとし、令和2年7月21日時点で契約中の工事については、受発注者間の協議により、令和2年4月1日以降の真夏日について本通知を適用できるものとします。

なお、本通知に基づく試行においては、別紙1及び2により、特記仕様書において試行対象工事である旨の明示及び協議を行うこととします。

事務担当：農林水産部 治山林道課
林道班 小林 駿
TEL 059（224）2574

事務連絡
令和2年 8月 6日

津農林水産事務所
伊勢農林水産事務所
尾鷲農林水産事務所
水産室長様

農林水産部
水産基盤整備課長

熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行の改定について（通知）

このことについて、令和元年9月6日付事務連絡「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について」の別添について改定を行い、県土整備部積算基準（機械編）の間接工事費の工種区分を適用する工事についても試行の対象とすることとしたので通知します。

関係市町へは別途参考送付済です。

【担当】

水産基盤整備課 漁港・海岸整備班 松尾
漁場・漁村整備班 古里

TEL : 059-224-2598 (漁港)

TEL : 059-224-2597 (漁場)

FAX : 059-224-2608

寒冷な場面における新型コロナ感染防止等のポイント

【資料7】

1. 基本的な感染防止対策の実施

- マスクを着用
(ウイルスを移さない)
- 人と人の距離を確保
(1mを目安に)
- 「5つの場面」「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」を参考に
- 3密を避ける、大声を出さない

2. 寒い環境でも換気の実施

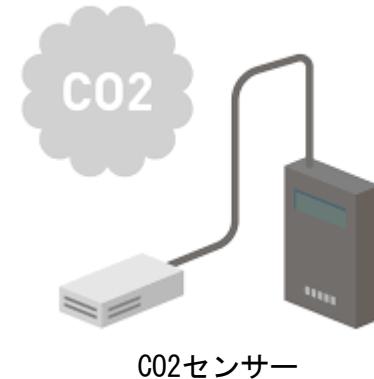
- 機械換気による常時換気を
(強制的に換気を行うもので2003年7月以降は住宅にも設置。)
- 機械換気が設置されていない場合は、室温が下がらない範囲で
當時窓開け（窓を少し開け、室温は18°C以上を目安！）
また、連続した部屋等を用いた2段階の換気やHEPAフィルター付きの空気清浄機の使用も考えられる
(例：使用していない部屋の窓を大きく開ける)
- 飲食店等で可能な場合は、CO2センサーを設置し、二酸化炭素濃度をモニターし、適切な換気により
1000ppm以下 (*) を維持
*機械換気の場合。窓開け換気の場合は目安。

3. 適度な保湿（湿度40%以上を目安）

- 換気しながら加湿を
(加湿器使用や洗濯物の室内干し)
- こまめな拭き掃除を

『5つの場面』

- 場面1：飲酒を伴う懇親会
- 場面2：大人数や長時間におよぶ飲食
- 場面3：マスクなしでの会話
- 場面4：狭い空間での共同生活
- 場面5：居場所の切り替わり



～ 商業施設等の管理者の皆さんへ ～

冬場における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法

外気温が低いときに、「換気の悪い密閉空間」を改善する換気と、室温の低下による健康影響の防止を両立するため、以下の点に留意してください。

- ✓ 「換気の悪い密閉空間」は新型コロナウイルス感染症のリスク要因の一つに過ぎず、一人あたりの必要換気量を満たすだけで、感染を確実に予防できるわけではなく、人が密集した空間や密接な接触を避ける措置を併せて実施する必要があります。

推奨される換気の方法

① 窓の開放による方法

換気機能を持つ冷暖房設備※や機械換気設備が設置されていない、または、換気量が十分でない商業施設等は、以下に留意して、窓を開けて換気してください。

※ 冷暖房設備本体に屋内空気の取り入れ口がある（換気用ダクトにつながっていない）場合、室内の空気を循環させるだけで、外気の取り入れ機能はないことに注意してください。

- 居室の温度および相対湿度を**18℃以上かつ40%以上**に維持できる範囲内で、**暖房器具を使用**※しながら、**一方向の窓を常時開けて、連続的に換気**を行うこと。
※ 加湿器を併用することも有効です。
- 居室の温度および相対湿度を18℃以上かつ40%以上に維持しようとすると、**窓を十分に開けられない**場合は、窓からの換気と併せて、**可搬式の空気清浄機を併用**すること。

窓開け換気による室温変化を抑えるポイント

- ◆ **一方向の窓を少しだけ開けて常時換気**をする方が、室温変化を抑えられます。窓を開ける幅は、居室の温度と相対湿度をこまめに測定しながら調節してください。
- ◆ 人がいない部屋の窓を開け、廊下を経由して、少し暖まった状態の新鮮な空気を人のいる部屋に取り入れること（**二段階換気**）も、室温変化を抑えるのに有効です。
- ◆ **開けている窓の近くに暖房器具を設置**すると、室温の低下を防ぐことができますが、燃えやすい物から距離をあけるなど、火災の予防に注意してください。

空気清浄機を併用する際の留意点

- ◆ 空気清浄機は、HEPAフィルタによるろ過式で、かつ、風量が毎分5m³程度以上のものを使用すること。
- ◆ 人の居場所から10m²(6畳)程度の範囲内に空気清浄機を設置すること。
- ◆ 空気のよどみを発生させないように、外気を取り入れる風向きと空気清浄機の風向きを一致させること※。
※ 間仕切り等を設置する場合は、空気の流れを妨げない方向や高さとするか、間仕切り等の間に空気清浄機を設置するなど、空気がよどまないようにしてください。

② 機械換気(空気調和設備、機械換気設備)による方法

必要換気量を満たすことのできる機械換気設備等が設置された商業施設等は、以下のとおり換気を行ってください。

- 機械換気設備等の外気取り入れ量等を調整することで、必要換気量（一人あたり毎時30m³）を確保すること。
- 冷暖房設備により、居室の温度および相対湿度を18℃以上かつ40%以上に維持すること。

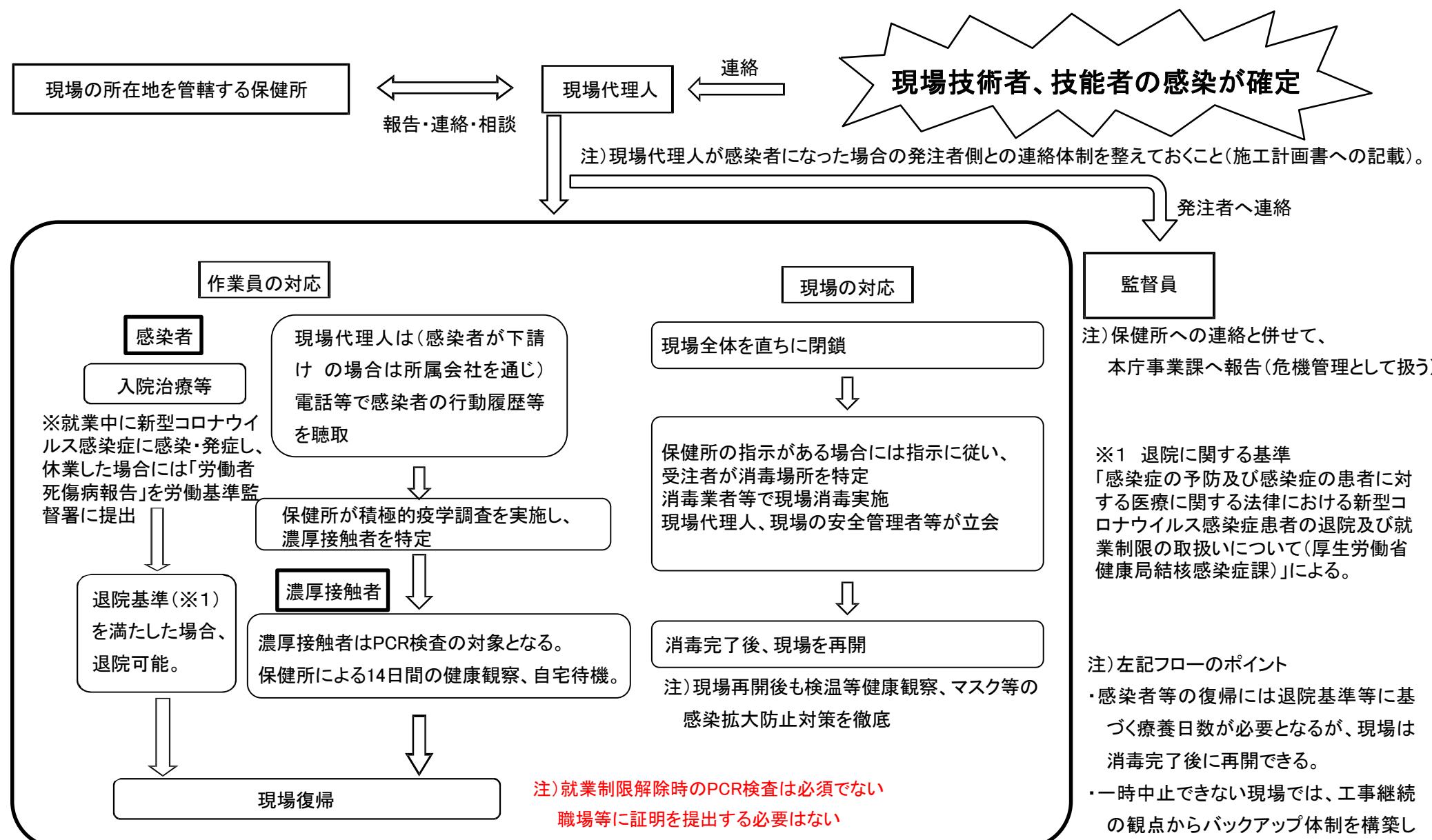
参考

必要換気量を満たしているかを確認する方法として、二酸化炭素濃度測定器を使用し、室内の二酸化炭素濃度が1000ppmを超えていないかを確認することも有効です。

- ・ 測定器は、NDIRセンサーが扱いやすいですが、定期的に校正されたものを使用してください。校正されていない測定器を使用する場合は、あらかじめ、屋外の二酸化炭素濃度を測定し、測定値が外気の二酸化炭素濃度（415ppm～450ppm程度）に近いことを確認してください。
- ・ 測定器の位置は、ドア、窓、換気口から離れた場所で、人から少なくとも50cm離れたところにしてください。
- ・ 測定頻度は、機械換気があり、居室内の人数に大きな変動がない場合、定常状態での二酸化炭素濃度を定期的に測定すれば十分です。
- ・ 連続測定は、機械換気設備による換気量が十分でない施設等において、窓開けによる換気を行うときに有効です。連続測定を実施する場合は、測定担当者に測定値に応じてるべき行動（窓開け等）をあらかじめ伝えてください。
- ・ 空気清浄機を併用する場合、二酸化炭素濃度測定は空気清浄機の効果を評価するための適切な評価方法とはならない※ことに留意してください。

※ HEPAフィルタによるろ過式の空気清浄機は、エアロゾル状態のウイルスを含む微粒子を捕集することができますが、二酸化炭素濃度を下げるることはできないためです。

① 工事現場内で新型コロナウイルス感染者が発生した際の対応



注)「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン(令和3年5月12日版)」及び「新型コロナウイルス感染症の陽性者等が発生した場合における衛生上の職場の対応ルール(例)(別紙26)」、「新型コロナウイルス感染症による労働災害も労働者死傷病報告の提出が必要です。(別紙27)」、「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に係る労災認定事例(別紙28)(国土交通省土地・建設産業局建設業課)」、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第18条に規定する就業制限の解除に関する取扱いについて(別紙23)」を参考にしてください。

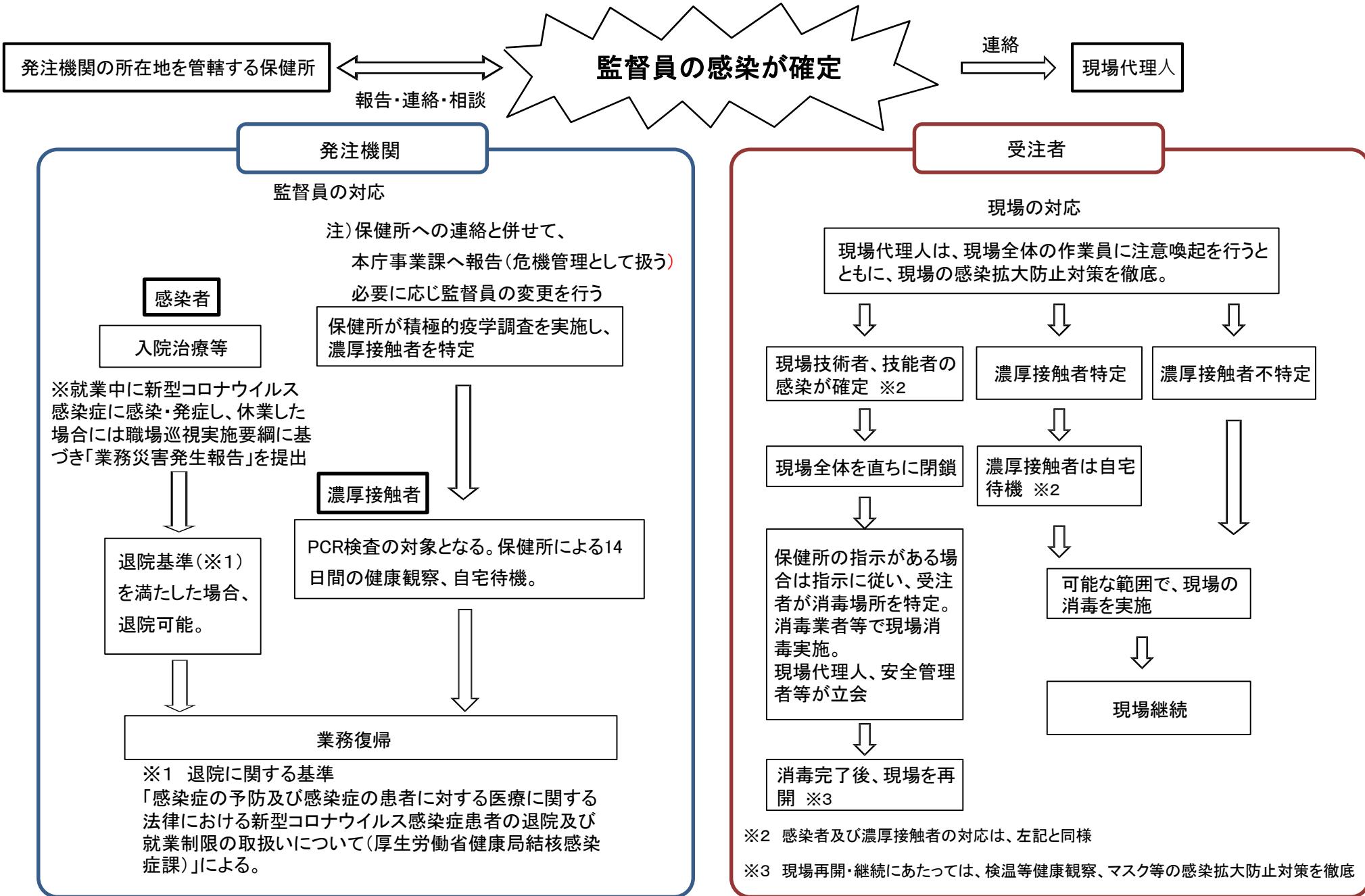
注)保健所への連絡と併せて、本庁事業課へ報告(危機管理として扱う)

※1 退院に関する基準
「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて(厚生労働省健康局結核感染症課)」による。

注)左記フローのポイント

- ・感染者等の復帰には退院基準等に基づく療養日数が必要となるが、現場は消毒完了後に再開できる。
- ・一時中止できない現場では、工事継続の観点からバックアップ体制を構築しておくことが重要となる。

② 発注機関で新型コロナウイルス感染者が発生した際の対応



新型コロナウイルスの陽性者等が発生した場合における 衛生上の職場の対応ルール（例）

- ※ この対応ルール（例）は、職場に新型コロナウイルスの陽性者や濃厚接触者が発生した場合の対応に当たって参考となるよう、企業の取組事例を取りまとめたものです。職場の実態に応じて、ご活用ください。
- ※ 職場の対応ルールを定めた場合には、事業場の掲示板等に掲示するとともに、メールや社内のイントラネット等の複数の媒体で労働者に周知願います。

1 労働者が陽性者等であると判明した場合の事業者（社内担当者）への報告 に関すること

- （1）PCR検査等を実施することが決定した段階で、速やかに所属長に報告する。また、検査の結果が判明した際には、その結果を速やかに所属長に報告する（結果が陰性であった場合も含む）。
- （2）報告を受けた所属長は、事業場の人事担当部門（新型コロナウイルス対策本部や対応窓口が設置されている場合には当該部門）に報告する。
- （3）健康情報の取扱いは、必要最小限の関係者に限るものとする。

※ 健康情報取扱規程を定めている場合には、その取扱に準じて健康情報の取扱を行う関係者を定めることとする。

2 労働者が陽性者等であると判明した場合の保健所との連携に関すること 労働者が陽性者等であると判明した場合には、濃厚接触者の自宅待機などの保健所の指示に従うとともに、保健所による積極的疫学調査が実施される場合に備え、事業場ごとに保健所との窓口となる担当者を決めておく。また、陽性者等の勤務状況や在籍する部署の座席表、フロアの見取り図を準備しておく。

3 職場の消毒等が必要になった場合の対応に関すること

職場の消毒等については、保健所等より指示がある場合にはその指示に従い、特段の指示が無い場合には、以下の方法によって実施する。

（1）消毒を行う箇所

① 陽性者等の執務室

パソコン、タブレット、電話、FAX、コピー機などの電子機器、陽性

者等の椅子や机、キャビネット、ドアノブ、照明スイッチ、床面や壁など陽性者等が接触したと考えられる箇所

② 食堂、ロッカールーム、トイレなどの共有スペース

食堂の椅子やテーブル、会議室の椅子やテーブル、ロッカールームのドアノブや照明スイッチ、階段の手すり、トイレの便座など陽性者等が接触したと考えられる箇所

(2) 使用する消毒液及び使用方法

陽性者等の周囲の高頻度接触部位などは、消毒用アルコール又は0.05%の次亜塩素酸ナトリウムによる清拭で高頻度接触面や物品等を消毒する。陽性者由来の液体（痰、血液、排泄物など）が付着した箇所の消毒については、消毒用エタノールや0.05～0.5%次亜塩素酸ナトリウムで清拭又は30分間浸漬する。

(3) 消毒時に使用する保護具

清掃、消毒を行う者は、手袋、マスク、ゴーグル等の眼を防護するものの保護具を着用する。清拭には使い捨てのペーパータオルなどを用いる。また、手袋は滅菌したものでなくとも差し支えないが、頑丈で水を通さない材質のものを用いる。

(4) 消毒後の手指の衛生

消毒の実施後は、手袋を外した後に流水・石鹼による手洗い、手指消毒用アルコール等による手指の衛生を必ず行う。

新型コロナウイルス感染症による労働災害も 労働者死傷病報告の提出が必要です。

従業員が新型コロナウイルス感染症により休業された事業者の皆様へ

労働者が就業中に新型コロナウイルス感染症に感染・発症し、休業した場合には、労働者死傷病報告の提出が必要となります。

事業場で働く従業員の皆様が新型コロナウイルス感染症により休業した場合には、遅滞なく、事業場を所轄する労働基準監督署に労働者死傷病報告を提出してください。

※ ご提出の際は、電子申請や郵送の積極的な活用をお願いいたします。

事業者は、以下のような場合には、遅滞なく、労働者死傷病報告を労働基準監督署長に提出しなければなりません。

(労働安全衛生法第100条、労働安全衛生規則第97条)

- (1)労働者が労働災害により死亡し、又は休業したとき
- (2)労働者が就業中に負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したとき
- (3)労働者が事業場内又はその附属建設物内で負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したとき

※ 労働者死傷病報告を提出せず、若しくは、虚偽の報告をした場合は、いわゆる「労災かくし」として、50万円以下の罰金に処されることがあります。

「労働者死傷病報告はどうやって作成すればいいの？」

労働者死傷病報告は、定められた様式（OCR式帳票）を用いて作成する必要があります。

専用の様式は、最寄りの労働基準監督署で配布しているほか、

「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」により、インターネット上で簡単に入力し、作成した帳票を印刷することができます。



<https://www.chohyo-shien.mhlw.go.jp/>

⇒ 新型コロナウイルス感染症による場合の記載例はウラ面参照

～職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するために～

チェックリストを活用し、職場における感染拡大防止のための基本的な対策の実施状況についてご確認ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11302000/000622716.pdf#page=36>



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

記入例

様式第23号(第97条関係) (表面)

労働者死傷病報告									
事業の種類									
8 00	131111234560000000	事業の種類							
都道府県 所掌 管轄 基幹番号 案番号 被一括事業場番号		医療、福祉業							
事業場の名称(建設業にあつては工事名を併記のこと。)									
カナ	コウセイカイロウドウビヨウイン								
漢字	医療法人厚生会労働病院								
工事名									
職員記入欄 派遣先の事業の 労働保険番号									
事業場の所在地 千代田区霞ヶ関○-○-○									
郵便番号									
被災労働者の氏名(姓と名の間は1文字空けること)									
カナ	ロウドウ タロウ								
漢字	労働 太郎								
休業見込期間又は死亡日時(死亡の場合は死亡欄に○) 休業見込	3	月曜日	死亡	死亡日時	傷病	傷病部位	被災地の場所		
灾害発生状況及び原因 教急病棟に勤務中、○月○日に教急患者 (後日、PCR検査の結果陽性判定)の吸引処置に当たった看護師に4月1日から発熱の症状が見られたため、PCR検査を実施したところ、4月2日に陽性判定となり、同日から入院したもの。 勤務中は防護衣とマスクを着用していた。	<p>記載例のとおりに記入してください。 ※ 医師の診断結果が記載例と異なる場合にはその内容を記入</p> <p>新型コロナウイルス感染による肺炎</p> <p>呼吸器</p> <p>勤務地内</p> <p>左記の災害発生状況及び原因以外に記載すべき事項がなければ記載不要です。</p> <p>感染から発症までの経緯を簡潔に記入してください。</p> <p>事業場を代表する者など、報告権限を有する方が記入してください。</p>								
国籍・地域 () ()	<p>労働者が外国人である場合のみ記入すること。</p> <p>在留資格</p> <p>国籍・地域コード 在留資格コード</p> <p>職員記入欄 起因物 店舗コード 業種分類</p> <p>事故の型 発注者種類</p>								
報告書作成者 職 氏 名	事務長 厚生 太郎								

令和2年 4月10日

事業者職氏名

医療法人 厚生会労働病院

病院長 安衛 法子

霞ヶ関 労働基準監督署長殿

記名・押印に代えて、署名によることができます。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に係る労災認定事例

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に係る労災請求のご参考となるよう、労災認定の具体的な事例について概要をご紹介します。

なお、同感染症の労災認定の考え方について示した令和2年4月28日付け基補発0428第1号「新型コロナウイルス感染症の労災補償における取扱い」（以下「通知」といいます。）に記載している事項に沿って、職種に着目して事例をご紹介します。

1 医療従事者等の事例（通知 記の2の（1）のア）

【考え方：医師、看護師、介護従事者等の医療従事者等が新型コロナウイルスに感染した場合は、業務外で感染したことが明らかな場合を除き、原則として労災保険給付の対象となる】

事例1) 医師

A医師が診察した患者に発熱等の症状がみられ、その患者は後日新型コロナウイルスに感染していたことが判明した。その後、A医師は発熱等の症状が出現し、濃厚接触者としてPCR検査を行ったところ、新型コロナウイルス感染陽性と判定された。

労働基準監督署における調査の結果、A医師は、業務外で感染したことが明らかではなかったことから、支給決定された。

事例2) 看護師

B看護師は、日々多数の患者に対し、問診、採血等の看護業務に従事していたところ、頭痛、発熱等の症状が続き、PCR検査で新型コロナウイルス感染陽性と判定された。

労働基準監督署における調査の結果、B看護師は、業務外で感染したことが明らかではなかったことから、支給決定された。

事例3) 介護職員

介護職員のCさんは、訪問介護利用者宅で介護業務に従事していたところ、利用者に新型コロナウイルス感染が確認されたため、濃厚接触者としてPCR検査を受けた結果、新型コロナウイルス感染陽性と判定された。

労働基準監督署における調査の結果、Cさんは、業務外で感染したことが明らかではなかったことから、支給決定された。

事例4) 理学療法士

D理学療法士は、病院のリハビリテーション科で業務に従事していたところ、院内で新型コロナウイルス感染症のクラスターが発生し、複数の医師の感染が確認された。それらの医師と接触歴があったD理学療法士にも、咳、発熱等の症状が出現し、PCR検査で新型コロナウイルス感染陽性と判定された。

労働基準監督署における調査の結果、D理学療法士は、業務外で感染したことが

明らかではなかったことから、支給決定された。

2 医療従事者等以外の労働者であって感染経路が特定された場合の事例（通知 記の2の（1）のイ）

【考え方：感染源が業務に内在していることが明らかな場合は、労災保険給付の対象となる】

事例 5) 飲食店店員

飲食店店員のEさんは、店内での業務に従事していたが、新型コロナウイルス感染者が店舗に来店していたことが確認されたことから、PCR検査を受けたところ新型コロナウイルス感染陽性と判定された。

また、労働基準監督署における調査の結果、Eさん以外にも同時期に複数の同僚労働者の感染が確認され、クラスターが発生したと認められた。

以上の経過から、Eさんは新型コロナウイルスに感染しており、感染経路が特定され、感染源が業務に内在していたことが明らかであると判断されたことから、支給決定された。

事例 6) 建設作業員

建設作業員のFさんは、勤務中、同僚労働者と作業車に同乗していたところ、後日、作業車に同乗した同僚が新型コロナウイルスに感染していることが確認された。Fさんはその後体調不良となり、PCR検査を受けたところ新型コロナウイルス感染陽性と判定された。

また、労働基準監督署における調査の結果、Fさんについては当該同僚以外の感染者との接触は確認されなかった。

以上の経過から、Fさんは新型コロナウイルスに感染しており、感染経路が特定され、感染源が業務に内在していたことが明らかであると判断されたことから、支給決定された。

3 医療従事者等以外の労働者であって感染経路が特定されない場合の事例（通知 記の2の（1）のウ）

【考え方：感染経路が特定されない場合であっても、感染リスクが相対的に高いと考えられる業務（複数の感染者が確認された労働環境下での業務や顧客等との近接や接触の機会が多い労働環境下での業務など）に従事し、業務により感染した蓋然性が高いものと認められる場合は、労災保険給付の対象となる】

事例7) 小売店販売員

小売店販売員のGさんは、店頭での接客業務等に従事していたが、発熱、咳等の症状が出現したため、PCR検査を受けたところ新型コロナウイルス感染陽性と判定された。

労働基準監督署において調査したところ、Gさんの感染経路は特定されなかったが、発症前の14日間の業務内容については、日々数十人と接客し商品説明等を行っていたことが認められ、感染リスクが相対的に高いと考えられる業務に従事していたものと認められた。

一方、発症前14日間の私生活での外出については、日用品の買い物や散歩などで、私生活における感染のリスクは低いものと認められた。

医学専門家からは、接客中の飛沫感染や接触感染が考えられるなど、当該販売員の感染は、業務により感染した蓋然性が高いものと認められるとの意見であった。

以上の経過から、Gさんは、新型コロナウイルスに感染しており、感染経路は特定されないが、従事した業務は、顧客との近接や接触が多い労働環境下での業務と認められ、業務により感染した蓋然性が高く、業務に起因したものと判断されることから、支給決定された。

事例8) タクシー乗務員

タクシー乗務員のHさんは、乗客輸送の業務に従事していたが、発熱の症状が出現したため、PCR検査を受けたところ新型コロナウイルス感染陽性と判定された。

労働基準監督署において調査したところ、Hさんの感染経路は特定されなかったが、発症前の14日間の業務内容については、日々数十人の乗客（海外や県外からの乗客を含む）を輸送する業務を行っていたことが認められ、感染リスクが相対的に高いと考えられる業務に従事していたものと認められた。

一方、発症前14日間の私生活での外出については、日用品の買い物などで、私生活における感染のリスクは低いものと認められた。

医学専門家からは、飛沫感染が考えられるなど、当該乗務員の感染は、業務により感染した蓋然性が高いものと認められるとの意見であった。

以上の経過から、Hさんは、新型コロナウイルスに感染しており、感染経路は特定されないが、従事した業務は、顧客との近接や接触が多い労働環境下での業務と認められ、業務により感染した蓋然性が高く、業務に起因したものと判断されることから、支給決定された。

事務連絡
令和2年5月1日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第18条
に規定する就業制限の解除に関する取扱いについて

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第18条に規定する就業制限の解除に関する取扱いを下記のとおり取りまとめましたので、その運用に当たって御留意いただきますようお願いします。

＜参考：本事務連絡の概要＞

- 就業制限の解除については、宿泊療養又は自宅療養の解除の基準を満たした時点で、同時に就業制限の解除の基準を満たすこととして差し支えないこと（解除時のPCR検査は必須ではないこと）。
- 就業制限解除の確認を求められた場合には、就業制限の解除の基準を満たすこと又は宿泊療養又は自宅療養を開始した日から14日間経過したことを確認すること。
- 就業制限の解除については、医療保健関係者による健康状態の確認を経て行われるものであるため、解除された後に職場等で勤務を開始するに当たり、職場等に証明を提出する必要はないこと。

記

(1) 宿泊療養又は自宅療養における就業制限の解除について

- 就業制限の解除については、宿泊療養又は自宅療養の解除の基準^(※1)を満たした時点で、同時に就業制限の解除の基準を満たすこととして差し支えない（解除時のPCR検査は必須ではない）。

※1 「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について」（令和2年4月2日付け事務連絡）2.（2）

- 原則として、退院基準と同様の基準により、宿泊療養又は自宅療養を解除するものとする。
※ 退院については、症状の軽快が確認されてから24時間後にPCR検査を実施し、陰転化が確認された場合には、当該検査に係る検体採取から24時間以後に再度検体採取を実施。2回連続でPCR検査での陰性が確認された場合に、退院可能となる。
- ただし、宿泊療養中又は自宅療養中の軽症者等にPCR検査を実施する体制をとることにより、重症者に対する医療提供に支障が生じるおそれがある場合には、宿泊療養又は自宅療養を開始した日から14日間経過したときに、解除することができることとする。その際、当該14日間は、保健所（又は保健所が委託した者）が健康観察を実施し、症状に大きな変化がある等の場合は、医師の診察を受け、必要な場合には入院することとする。

(2) 就業制限解除の確認及び証明について

- 感染症法第18条第3項の規定に基づき、就業制限の適用を受けている者又はその保護者から、就業制限の対象者ではなくなったことの確認を求められた場合については、当該地域の状況に応じて、以下のいずれかに該当する旨を確認することとする。
 - ① 就業制限の解除の基準を満たすこと（症状の軽快が確認されてから（無症状病原体保有者については陽性の確認から）24時間後にPCR検査を実施し、陰転化が確認された場合には、当該検査に係る検体採取から24時間以後に再度検体採取を実施して2回連続でPCR検査での陰性が確認されたこと）
 - ② 宿泊療養又は自宅療養を開始した日から14日間経過したこと
- なお、就業制限の解除については、医療保健関係者による健康状態の確認を経て行われるものであるため、解除された後に職場等で勤務を開始する

に当たり、職場等に証明を提出する必要はない。本取扱いは、厚生労働省本省から各都道府県労働局にも通知している。^(※2)

※2 「新型コロナウイルスに関するQ&A（企業の方向け）」10 その他（職場での嫌がらせ、採用内定取消し、解雇・雇止めなど）（問6）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00007.html

<検査結果の証明について>

問6) 労働者を就業させる上で、労働者が新型コロナウイルス感染症に感染しているかどうか確認することはできますか。

答6) 現在、PCR検査は、医師が診療のために必要と判断した場合、又は、公衆衛生上の観点から自治体が必要と判断した場合に実施しています。そのため、医師や自治体にPCR検査が必要と判断されていない労働者について、事業者等からの依頼により、各種証明がされることはありません。

また、新型コロナウイルス感染症患者については、医療保健関係者による健康状態の確認を経て、入院・宿泊療養・自宅療養を終えるものであるため、療養終了後に勤務等を再開するに当たって、職場等に、陰性証明を提出する必要はありません。

PCR検査を実施した医療機関や保健所において、各種証明がされるかどうかは、医療機関や保健所によって取扱いが異なりますが、国内での感染者数が増える中で、医療機関や保健所への各種証明の請求についてはお控えいただくよう、お願いします。

なお、PCR検査では、検体採取の際の手技が適切でない場合や、検体を採取する時期により、対象者のウイルス量が検出限界以下となり、最初の検査で陰性になった者が、その後陽性になる可能性もあり得ます。

(参考)

- 令和2年3月19日事務連絡「新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制に関する補足資料の送付について（その7）」（厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部）「新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制についてのQ&A」2. 帰国者・接触者外来について（20）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000621714.pdf>

以上

自分をまもり、大切な人をまもり、
地域と社会をまもるために、
接触確認アプリをインストールしましょう。

厚生労働省
**新型コロナウイルス
接触確認アプリ**
(略称: COCOA)
COVID-19 Contact Confirming Application



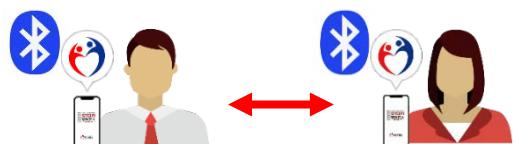
*画面イメージ

接触確認アプリは、新型コロナウイルス感染症の感染者と接触した可能性について、通知を受け取ることができる、スマートフォンのアプリです

○本アプリは、利用者ご本人の同意を前提に、スマートフォンの近接通信機能（ブルートゥース）を利用して、お互いに分からぬようプライバシーを確保して、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について、通知を受けることができるアプリです。

○利用者は、陽性者と接触した可能性が分かることで、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができます。利用者が増えることで、感染拡大の防止につながることが期待されます。

1メートル以内、15分以上の接触した可能性



- ・接触に関する記録は、端末の中だけで管理し、外にはできません
- ・どこで、いつ、誰と接触したのかは、互いにわかりません

※端末の中のみで接触の情報（ランダムな符号）を記録します

※記録は14日経過後に無効となります

※連絡先、位置情報など個人が特定される情報は記録しません

※ブルートゥースをオフにすると情報を記録しません

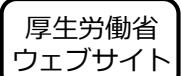
iPhoneの方はこちら



Androidの方はこちら



詳しくはこちら



新型コロナウィルス接触確認アプリ 利用者向けQ&A

問1 接触確認アプリとは、どのようなものですか。

利用者ご本人の同意を前提に、スマートフォンの近接通信機能（ブルートゥース）を利用して、お互いに分からぬようプライバシーを確保して、新型コロナウィルス感染症の陽性者と接触した可能性について、通知を受けることができます。なお、本アプリはApple社とGoogle社が提供しているアプリケーション・プログラミング・インターフェイス(API)を元に開発しています。

問2 アプリを利用することで、どのようなメリットがありますか。

利用者は、新型コロナウィルス感染症の陽性者と接触した可能性が分かることで、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができます。利用者が増えることで、感染拡大の防止につながることが期待されます。

問3 他の利用者との接触をどのように記録するのですか。

スマートフォンの近接通信機能（ブルートゥース）を利用して、ほかのスマートフォンとの近接した状態（概ね1メートル以内で15分以上）を接触として検知します。近接した状態の情報は、ご本人のスマートフォンの中にのみ暗号化して記録され、14日が経過した後に自動的に無効になります。この記録は、端末から外部に出ることはなく、利用者はアプリを削除することで、いつでも任意に記録を削除できます。

問4 個人情報が収集されることはないですか。

氏名・電話番号・メールアドレスなどの個人の特定につながる情報を入力いただくことはありません。他のスマートフォンとの近接した状態の情報は、暗号化のうえ、ご本人のスマートフォンの中にのみ記録され、14日の経過した後に自動的に無効になります。行政機関や第三者が接触の記録や個人の情報を利用し、収集することはありません。

問5 位置情報を利用するのですか。

GPSなどの位置情報を利用することなく、記録することもありません。

問6 他の利用者との接触を検知する目安はありますか。

ご利用のスマートフォン同士が、概ね1メートル以内の距離で15分以上の近接した状態にあった場合、接触として検知される可能性が高くなります。機器の性能や周辺環境（ガラス窓や薄い障壁など）、端末を所持する方向などの条件や状態により、計測する距離や時間に差が生じますので、正確性を保証するものではありません。

問7 利用はいつでも中止できますか。

いつでも任意にアプリの利用を中止し、アプリを削除することで、すべての過去14日間分までの記録を削除できます。

問8 アプリでは、どのような通知がきますか。

新型コロナウィルス感染症の陽性者が、本人の同意のもと、陽性者であることを登録した場合に、その陽性者と過去14日間に、概ね1メートル以内で15分以上の近接した状態の可能性があった場合に通知されます。通知を受けた後は、ご自身の症状などを選択いただくと、帰国者・接触者外来等の連絡先が表示され、検査の受診などが案内されます。

問9 新型コロナウィルス感染症の陽性者がアプリで登録したら通知はすぐにきますか。

利用者への通知は、1日1回程度となっております。アプリへの登録のタイミングによっては、すぐに通知されない場合があります。なお、アプリの設定で「通知をON」にしていただくと、通知があった場合に画面上に通知メッセージが表示されます。

問10 新型コロナウィルス感染症の陽性者と診断されましたら、アプリで登録しなかつたらどうなりますか。

陽性者と診断された場合に、アプリへの登録は、利用者の同意が前提であり、任意です。登録いただくことで、あなたと接触した可能性がある方が、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができます。

問11 陽性者との接触の可能性が確認されたとの通知を受けたら、何をすればいいですか。

アプリの画面に表示される手順に沿って、ご自身の症状などを選択いただくと、帰国者・接触者外来などの連絡先が表示され、検査の受診などを案内します。

問12 厚生労働省ではアプリで得た情報を何に利用するのですか。

厚生労働省では、アプリにより、利用者のデータを利用し、収集することはありません。利用者に氏名・電話番号などの個人情報を入力いただくこともありません。

【資料9】

県土第03-209号
令和2年3月4日

各発注機関の長様

三重県県土整備部長
(三重県公共事業総合推進本部副本部長)

新型コロナウイルス感染症対策による学校等の臨時休業に伴う監理技術者等の取扱いについて（送付）

このことについて、令和2年2月28日付け国土建第482号により国土交通省土地・建設産業局建設業課長から、別添のとおり通知がありましたので、本県においても国土交通省の通知文書に準ずるものとします。

なお、県内各市町及び建設業団体には当方より送付していることを申し添えます。

事務担当：建設業課 入札制度班
電 話：059-224-2723

国 土 建 第 482 号
令 和 2 年 2 月 28 日

都道府県及び政令指定都市主管部局の長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

新型コロナウイルス感染症対策による学校等の臨時休業に伴う
建設業法上の取扱いの明確化について

現在、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、感染の流行を早期に終息させるための極めて重要な時期にあり、令和2年2月27日の新型コロナウイルス感染症対策本部において、内閣総理大臣より、全国全ての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校について、令和2年3月2日から臨時休業を行うよう要請する旨の発言があったところです。

このことを踏まえ、建設業法上の取扱いについて明確化しましたのでお知らせします。

なお、学校の臨時休業などの感染拡大防止措置に伴って技術者等が確保できないといった事情により、現場の施工を継続することが困難と認められる場合においては、「施工中の工事における新型コロナウイルス感染症の罹患に伴う対応について」(令和2年2月25日付け国土入企第52号)の趣旨を踏まえ、工期の見直しや一時中止の措置を適切に講じるようお願いいたします。

貴職におかれましては、建設業者に対して適切に指導するとともに、貴管内の公共工事発注機関等の関係行政機関及び建設業団体に対しても速やかに関係事項を周知していただくようお願い致します。

記

・主任技術者又は監理技術者の「専任」の明確化について

監理技術者等の「専任」については、「主任技術者又は監理技術者の「専任」の明確化について(平成30年12月3日付け国土建第309号)」により、その取扱い等を明確化したところであるが、新型コロナウイルス感染症対策のため、全国全ての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校について、令和2年3月2日から臨時休業を行うよう要請されたことを受け、臨時休業に伴う育児のため、監理技術者等が短期間工事現場を離れることについては、適切な施工ができる体制を確保する(例えば、必要な資格を有する代理の技術者を配置する、工事の品質確保等に支障の無い範囲内において、連絡を取りうる体制及び必要に応じて現場に戻りうる体制を確保する等)とともに、その体制について、元請の監理技術者等の場合は発注者、下請の主任技術者の場合は元請又は上位の下請の了解を得ていることを前提として、差し支えない。

・監理技術者等の途中交代について

監理技術者制度運用マニュアルにおいて、監理技術者等の工期途中での交代は、当該工事における入札・契約手続きの公平性の確保を踏まえた上で、慎重かつ必要最小限とする必要があり、これが認められる場合としては、監理技術者等の死亡、傷病、出産、育児、介護または退職等の真にやむを得ない場合等とされているが、新型コロナウイルス感染症対策のため、全国全ての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校について、令和2年3月2日から臨時休業を行うよう要請されたことを受け、臨時休業に伴う育児のため、監理技術者等が職務を継続できない場合や工期及び工事内容に大幅な変更が発生した場合等も真にやむを得ない場合に含むものとする。

・恒常的な雇用関係の取扱いについて

監理技術者制度運用マニュアルにおいて、国、地方公共団体等が発注する建設工事で発注者から直接請け負う建設業者の専任の監理技術者等については、所属建設業者から入札の申込のあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にあることが必要とされているが、新型コロナウイルス感染症対策のため、全国全ての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校について、令和2年3月2日から臨時休業を行うよう要請されたことを受け、臨時休業に伴う育児のため、当該建設業者に要件を満たす技術者がいない場合など、緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合については、3ヶ月未満の雇用関係であっても差し支えないこととする。

以上

【資料10】

県土第 26-34号
令和 2年 3月 5日

各発注機関所属長 様

三重県県土整備部長
(三重県公共事業総合推進本部副本部長)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の
入札等の手続の対応について（通知）

このことについて、令和2年3月2日付け事務連絡により国土交通省土地・建設産業局建設業課入札制度企画指導室長から、別添のとおり通知があり、本県においても新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に万全を期す観点から、工事及び測量・設計業務（以下「工事等」という。）の入札等の手續については、下記のとおり対応することとします。

記

1 総合評価方式におけるヒアリングの実施について

ヒアリングを3月15日までに実施する予定案件については、以下の対応を取るものとする。

- ① 可能であれば、3月16日以降にヒアリングを延期する。
- ② 3月15日までにヒアリングを実施する場合は、電話やWEBによるテレビ会議システム等を活用する。
- ③ やむを得ず3月15日までに対面でヒアリングを実施する場合は、感染予防の対策を徹底するとともに、ヒアリングに出席した全員の氏名を確実に記録（様式自由）に残す。

2 今後公告する全ての工事等について

工事等の競争入札参加資格条件や総合評価方式の評価項目として設定している工事（業務）実績、手持工事（業務）件数について、「令和2年3月3日付け県土第28-114号の通知」により一時中止措置等を行った案件については、当分の間、次表のとおり取扱うこととする。

工事等の一時中止を行ったことにより完成が延期される場合について、変更前の工期を完成日として、右欄の項目について評価する	競争入札参加資格条件における企業の工事実績
	競争入札参加資格条件における配置予定技術者の工事実績
	配置予定技術者の兼務制限における手持業務数
	総合評価方式における企業の工事実績
	総合評価方式における配置予定技術者の工事実績
	総合評価方式(特別簡易型)における手持工事件数
	総合評価方式における企業の業務実績
	総合評価方式における技術者の業務実績
	総合評価方式における技術者の手持業務件数

3 入札参加者への周知

別紙（工事版、業務版）を入札情報サービスへ添付すること。

4 適用

本通知日以降適用する。

事務担当
県土整備部 公共事業運営課 総合評価班

TEL 059-224-2696

建設業課 入札制度班

TEL 059-224-2723

別紙（工事版）

三重県発注の建設工事の入札に参加される皆様へ

お 知 ら せ

新型コロナウィルス感染症の感染拡大防止に向けた対応により、三重県が発注した工事の一時中止又は工期の延長を行った案件については、下記のとおり取り扱うこととします。

記

1 企業の工事実績及び手持工事件数について

工事の一時中止又は工期の延長を行ったことにより完成が延期される場合について、変更前の工期を完成日として、下表の項目について評価します。

競争入札参加資格条件における「企業の工事実績」
競争入札参加資格条件における「配置予定技術者の工事実績」
競争入札参加資格条件における「非専任での配置予定技術者の兼務制限」
総合評価方式における「企業の工事実績」
総合評価方式における「配置予定技術者の工事実績」
総合評価方式（特別簡易型）における「手持工事件数」

2 問い合わせ先

【入札等の手続に関すること】

三重県 県土整備部 建設業課 入札制度班
電話 059-224-2723

【総合評価方式に関すること】

三重県 県土整備部 公共事業運営課 総合評価班
電話 059-224-2696

別紙（業務版）

三重県発注の業務委託の入札に参加される皆様へ

お 知 ら せ

新型コロナウィルス感染症の感染拡大防止に向けた対応により、三重県が発注した業務の一時中止又は工期の延長を行った案件については、下記のとおり取り扱うこととします。

記

1 企業の業務実績及び技術者の手持業務件数について

業務の一時中止又は工期の延長を行ったことにより完成が延期される場合について、変更前の工期を完成日として、下表の項目について評価します。

配置予定技術者の兼務制限における「手持業務数」
総合評価方式における「企業の業務実績」
総合評価方式における「技術者の業務実績」
総合評価方式における「技術者の手持業務件数」

2 問い合わせ先

【入札等の手続に関すること】

三重県 県土整備部 建設業課 入札制度班
電話 059-224-2723

【総合評価方式に関すること】

三重県 県土整備部 公共事業運営課 総合評価班
電話 059-224-2696

【資料 11】

県土第 26-26号
令和 3年 3月 9日

各関係機関所属長 様

三重県県土整備部理事
(三重県公共事業総合推進本部副本部長)

新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の影響に配慮した
令和3年度の総合評価方式の暫定運用について（通知）

新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の影響に配慮した令和3年度の総合評価方式の暫定運用について、下記のとおり通知します。

記

1 総合評価方式の暫定運用

（1）総合評価方式の評価項目について、次表のとおり取り扱うこととします。

工事(全般)				
大項目	中項目	小項目	暫定運用(R2.7.1～)	暫定運用(R3.4.1～)
企業の能力等	社会貢献度	人権に関する取組実績	人権研修受講実績対象年度 平成30年度から令和2年度 【対象期間 3年間】	人権研修受講実績対象年度 令和元年度(平成31年度) から令和3年度 【対象期間 3年間】
技術者の能力	配置予定技術者のCPD(継続学習制度)取組実績	各団体が発行するCPDの取得実績	CPD取得実績対象年度 平成28年度から令和2年度 【対象期間 5年間】	CPD取得実績対象年度 平成29年度から令和3年度 【対象期間 5年間】

測量・設計業務(全般)				
大項目	中項目	小項目	標準	暫定運用(R3.4.1～)
企業の能力等	社会貢献度	人権に関する取組実績	人権研修受講実績対象年度 令和2年度から令和3年度 【対象期間 2年間】	人権研修受講実績対象年度 令和元年度(平成31年度) から令和3年度 【対象期間 3年間】

設計業務(高度・標準・難度)農業農村整備事業				
大項目	中項目	小項目	暫定運用(R2.7.1～)	暫定運用(R3.4.1～)
技術者要件	管理技術者及び照査技術者の技術力向上活動	農業農村工学会技術者継続教育機構CPDの参加実績	CPD参加実績対象年度 平成30年度から令和2年度 【対象期間 3年間】	CPD参加実績対象年度 令和元年度(平成31年度) から令和3年度 【対象期間 3年間】

建築工事監理・建築設計業務				
大項目	中項目	小項目	標準	暫定運用(R3.4.1～)
技術者要件	技術能力研鑽	継続学習制度の認定時間数の状況	CPD認定対象年度 令和2年度 【対象期間 1年間】	CPD認定対象年度 令和元年度(平成31年度) から令和2年度 【対象期間 2年間】

(2) 工事（全般）におけるCPDの取得実績の換算係数の取扱い

評価期間を4年間（標準）から5年間（暫定）とすることに伴い、換算係数を下記のとおり取り扱うこととします。

各団体が発行するCPDの取得実績評価対象年度と換算係数			
R3.4.1（標準）		R3.4.1 (暫定運用)	
対象年度	換算係数	対象年度	換算係数
R3	(1)	R3	(1)
R2	(1)	R2	(1)
R1	(1/2)	R1	(1)
H30	(1/4)	H30	(1/2)
		H29	(1/4)

2 適用

令和3年4月1日以降公告（通知）する案件から適用します。

3 令和4年度の取扱い

(1) 令和4年度においては工事（全般）のCPD取得実績対象年度のみ暫定運用として取扱い、その他については標準となります。

○暫定運用

工事(全般)				
大項目	中項目	小項目	暫定運用(R3.4.1～)	暫定運用(R4.4.1～)
技術者の能力	配置予定技術者のCPD(継続学習制度)取組実績	各団体が発行するCPDの取得実績	CPD取得実績対象年度 平成29年度から令和3年度 【対象期間 5年間】	CPD取得実績対象年度 平成30年度から令和4年度 【対象期間 5年間】

○標準

工事(全般)、測量・設計業務(全般)				
大項目	中項目	小項目	暫定運用(R3.4.1～)	標準(R4.4.1～)
企業の能力等	社会貢献度	人権に関する取組実績	人権研修受講実績対象年度 令和元年度(平成31年度) から令和3年度 【対象期間 3年間】	人権研修受講実績対象年度 令和3年度から令和4年度 【対象期間 2年間】

設計業務(高度・標準・難度)農業農村整備事業				
大項目	中項目	小項目	暫定運用(R3.4.1~)	標準(R4.4.1~)
技術者要件	管理技術者及び照 査技術者の技術力 向上活動	農業農村工学会技 術者継続教育機構 CPDの参加実績	CPD参加実績対象年度 令和元年度(平成31年度) から令和3年度 【対象期間 3年間】	CPD参加実績対象年度 令和3年度から令和4年度 【対象期間 2年間】

建築工事監理・建築設計業務				
大項目	中項目	小項目	暫定運用(R3.4.1~)	標準(R4.4.1~)
技術者要件	技術能力研鑽	継続学習制度の認 定時間数の状況	CPD認定対象年度 令和元年度(平成31年度) から令和2年度 【対象期間 2年間】	CPD認定対象年度 令和3年度 【対象期間 1年間】

(2) 工事（全般）におけるCPDの取得実績の換算係数の取扱い

評価期間を4年間（標準）から5年間（暫定）とすることに伴い、換算係数を下記のとおり取扱うこととします。

各団体が発行するCPDの取得実績評価対象年度と換算係数			
R4.4.1（標準）		R4.4.1 (暫定運用)	
対象年度	換算係数	対象年度	換算係数
R 4	(1)	R 4	(1)
R 3	(1)	R 3	(1)
R 2	(1/2)	R 2	(1/2)
H 1	(1/4)	R 1	(1/2)
		H 3 0	(1/4)

4 入札参加者への周知

別紙（工事版、業務版）を入札情報サービスへ添付すること。

また、別紙（工事版、業務版）の内容を発注機関の掲示板等で周知を行うこと。

{

事務担当
県土整備部 公共事業運営課 総合評価班
TEL 059-224-2696

}

三重県発注の建設工事の入札に参加される皆様へ

お 知 ら せ

新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の影響に配慮した令和3年度の
総合評価方式の暫定運用について、下記のとおりとします。

記

1 総合評価方式の暫定運用

(1) 総合評価方式の評価項目について、次表のとおり取り扱うこととします。

工事(全般)				
大項目	中項目	小項目	暫定運用(R2.7.1～)	暫定運用(R3.4.1～)
企業の能力等	社会貢献度	人権に関する取組実績	人権研修受講実績対象年度 平成30年度から令和2年度 【対象期間 3年間】	人権研修受講実績対象年度 令和元年度(平成31年度) から令和3年度 【対象期間 3年間】
技術者の能力	配置予定技術者のCPD(継続学習制度)取組実績	各団体が発行するCPDの取得実績	CPD取得実績対象年度 平成28年度から令和2年度 【対象期間 5年間】	CPD取得実績対象年度 平成29年度から令和3年度 【対象期間 5年間】

(2) 工事(全般)におけるCPDの取得実績の換算係数の取扱い

評価期間を4年間(標準)から5年間(暫定)とすることに伴い、換算係数を下記のとおり取り扱うこととします。

各団体が発行するCPDの取得実績評価対象年度と換算係数			
R3.4.1(標準)		R3.4.1(暫定運用)	
対象年度	換算係数	対象年度	換算係数
R3	(1)	R3	(1)
R2	(1)	R2	(1)
R1	(1/2)	R1	(1)
H30	(1/4)	H30	(1/2)
		H29	(1/4)

2 適用

令和3年4月1日以降公告する案件から適用します。

3 令和4年度の取扱い

令和4年度においては工事(全般)のCPD取得実績対象年度のみ暫定運用として取扱い、人権研修受講実績対象年度については標準となります。

○暫定運用

工事(全般)			
大項目	中項目	小項目	暫定運用(R4.4.1～)
			CPD取得実績対象年度 平成30年度から令和4年度 【対象期間 5年間】
技術者の能力	配置予定技術者のCPD(継続学習制度)取組実績	各団体が発行するCPDの取得実績	対象年度 换算係数
			R4 (1)
			R3 (1)
			R2 (1/2)
			R1 (1/2)
			H30 (1/4)

○標準

工事(全般)			
大項目	中項目	小項目	標準(R4.4.1～)
企業の能力等	社会貢献度	人権に関する取組実績	人権研修受講実績対象年度 令和3年度から令和4年度 【対象期間 2年間】

4 問い合わせ先

三重県 県土整備部 公共事業運営課 総合評価班
電話 059-224-2696

三重県発注の業務委託の入札に参加される皆様へ

お 知 ら せ

新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の影響に配慮した令和3年度の総合評価方式の暫定運用について、下記のとおりとします。

記

1 総合評価方式の暫定運用

総合評価方式の評価項目について、次表のとおり取り扱うこととします。

測量・設計業務(全般)				
大項目	中項目	小項目	標準	暫定運用(R3.4.1~)
企業の能力等	社会貢献度	人権に関する取組実績	人権研修受講実績対象年度 令和2年度から令和3年度 【対象期間 2年間】	人権研修受講実績対象年度 令和元年度(平成31年度)から令和3年度 【対象期間 3年間】

設計業務(高度・標準・難度)農業農村整備事業				
大項目	中項目	小項目	暫定運用(R2.7.1~)	暫定運用(R3.4.1~)
技術者要件	管理技術者及び照査技術者の技術力向上活動	農業農村工学会技術者継続教育機構CPDの参加実績	CPD参加実績対象年度 平成30年度から令和2年度 【対象期間 3年間】	CPD参加実績対象年度 令和元年度(平成31年度)から令和3年度 【対象期間 3年間】

建築工事監理・建築設計業務				
大項目	中項目	小項目	標準	暫定運用(R3.4.1~)
技術者要件	技術能力研鑽	継続学習制度の認定時間数の状況	CPD認定対象年度 令和2年度 【対象期間 1年間】	CPD認定対象年度 令和元年度(平成31年度)から令和2年度 【対象期間 2年間】

2 適用

令和3年4月1日以降通知する案件から適用します。

3 令和4年度の取扱い

令和4年度においては全ての対象業務が標準となります。

測量・設計業務(全般)			
大項目	中項目	小項目	標準(R4.4.1~)
企業の能力等	社会貢献度	人権に関する取組実績	人権研修受講実績対象年度 令和3年度から令和4年度 【対象期間 2年間】

設計業務(高度・標準・難度)農業農村整備事業			
大項目	中項目	小項目	標準(R4.4.1~)
技術者要件	管理技術者及び照査技術者の技術力向上活動	農業農村工学会技術者継続教育機構CPDの参加実績	CPD参加実績対象年度 令和3年度から令和4年度 【対象期間 2年間】

建築工事監理・建築設計業務			
大項目	中項目	小項目	標準(R4.4.1~)
技術者要件	技術能力研鑽	継続学習制度の認定時間数の状況	CPD認定対象年度 令和3年度 【対象期間 1年間】

4 問い合わせ先

三重県 県土整備部 公共事業運営課 総合評価班

電話 059-224-2696

県土第03ー 53号
令和2年5月27日

各発注機関所属長様

三重県県土整備部理事

(三重県公共事業総合推進本部副本部長)

建設工事等入札における新型コロナウイルス感染症の影響に伴う納税確認書及び納税証明書の取扱いにかかる周知について(通知)

このことについて、新型コロナウイルス感染症の影響により地方税法等の一部が改正され、徴収の猶予の特例制度が施行されたことにより、徴収猶予の特例を適用されている期間中または、特例の適用を申請中の入札参加者にかかる納税確認書、納税証明書提出の取扱いを下記のとおりとしますので通知します。

記

1 徴収猶予の特例制度期間中の入札参加者への対応

新型コロナウイルス感染症の影響により、税務署等の関係機関に新型コロナウイルス関連の徴収猶予の適用を受けるために申請した者において、納税確認書、納税証明書が関係機関から発行されず、入札公告や入札条件で提出を求める期日までに納税証明書等を提出できない場合、新型コロナウイルス関連の徴収猶予以外に未納や滞納がないことを条件に、申立書(別紙)を提出していただくことで確認を行います。

※ 納税確認書(県税事務所発行)については、新型コロナウイルス関連の徴収猶予の許可後は発行されますので、提出期日までに許可がされていない場合のみ申立書での対応となります。

納税証明書(税務署発行)は、徴収猶予期間中は発行されないとのことです。

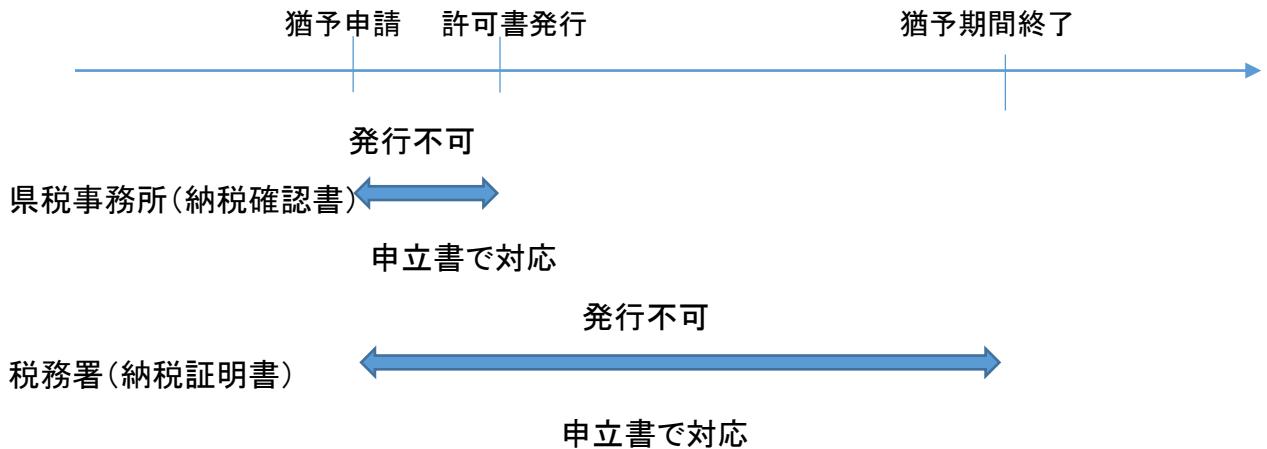
※ 申立書により確認したのち、あらためて納税確認書、納税証明書の提出は求めません。

※ 県税事務所(納税確認書)と、税務署(納税証明書)で納税証明書等が発行されないケースが異なるため、申立書を提出する取扱いは下記のとおりとなります。

下図の発行不可の期間中で、新型コロナウイルス関連の徴収猶予以外に未納(滞

納)が無い場合のみ申立書で資格確認を行います。申立書は、あくまでも納税証明書等が発行されない場合の対応ですので、発行される場合や有効期間内(6か月以内)に発行された納税証明書等で確認できる場合は、納税証明書等の提出を必ず受けてください。

(図)



2 今後の入札情報サービス及び掲示板等による周知の際は、別添お知らせをご活用ください。

※お知らせは三重県ホームページ(建設業のための広場)にも掲載しています。

事務担当:建設業課入札制度班

電話 059-224-2723

お 知 ら せ

令 和 2 年 5 月

建設工事並びに測量、調査及び設計等業務委託の入札等に参加される方へ

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う納税確認書及び納税証明書の取扱いにかかる周知について

新型コロナウイルス感染症の影響により地方税法等の一部が改正され、徴収猶予の特例制度が施行されたことにより、徴収猶予の特例を適用されている期間中、または特例の適用を申請中であり、納税確認書及び納税証明書(以下「納税確認書類」という。)が関係機関から発行されないため、入札公告や入札条件で提出を求める期日までに納税確認書類が提出できない場合は、新型コロナウイルス関連の徴収猶予以外に未納や滞納がない入札参加者にかかる納税確認書類提出の取扱いを下記のとおりとさせていただきます。

記

申立書(別紙)を提出していただくことで確認を行いますので、入札時に電子入札システムにより電子媒体で提出してください。

- ※ 納税確認書(県税事務所発行)については、新型コロナウイルス関連の徴収猶予許可後は発行されますので、提出期日までに許可がされない場合のみ、申立書での対応となります。
- ※ 申立書の提出による確認は、あくまでも納税確認書類が発行されない場合の対応ですので、納税確認書類が発行される場合や、有効期間内(6か月以内)に発行された納税確認書類がある場合は提出してください。

【別紙】

申立書

年 月 日

三重県知事 あて

住 所
商号又は名称
代表者 職・氏名

(印)

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、納税（徴収）の猶予制度を受けるため、関係機関に申請を行ったことにより、下記1の入札案件について、提出日時までに下記2の書類を提出できないので申し立てます

記

1 案件名：

2 提出できない書類

(※提出できない書類にチェックをしてください。)

- 三重県税についての納税確認書の写し
- 消費税及び地方消費税についての納税証明書（その3未納税額のない証明用）の写し

3 誓約事項（ご確認のうえ、チェックを行ってください。）

- 上記2の該当税目において、納税（徴収）の猶予制度で猶予を受けるもの以外に未納及び滞納はありません。

【資料13】

県土第03-226号
令和2年3月19日

各発注機関の長 様

三重県県土整備部長
(三重県公共事業総合推進本部副本部長)

工事請負契約における中間前金払に係る認定の迅速かつ円滑な実施について（送付）

新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等に伴う一時中止の対応等については、令和2年3月3日付け県土第28-114号により、適切な対応をお願いしているところです。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴う工事の一時中止措置等に伴い、建設企業の資金繰りに支障が生じることのないよう、受注者である建設企業の意向も踏まえ、別添「工事請負契約における中間前払金に関する取扱い」第6認定方法に基づき、できる限り速やかに前金払を行うなど、中間前金払の迅速かつ円滑な実施に努めるようお願いします。

事務担当：建設業課 入札制度班
電 話：059-224-2723

工事請負契約における中間前払金に関する取扱い

第1 趣旨

この取扱いは、三重県、三重県教育委員会、三重県警察本部が発注する建設工事（以下「工事」という。）における、三重県建設工事執行規則（昭和39年三重県規則第16号、以下「執行規則」という。）第9条第2項に基づく中間前払金に関する取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

第2 対象工事

中間前払金の対象となる工事は、請負代金額が1件100万円以上の工事で、既に前金払の請求を行ったものとする。

第3 対象となる経費の範囲

中間前払金の対象となる経費の範囲は、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費とする。

第4 割合

中間前払金の割合は、請負代金額の10分の2（債務負担行為に係る契約にあっては、当該年度の出来高予定額の10分の2）以内とする。ただし、中間前払金を支出した後の前払金の合計額が請負代金額の10分の6（債務負担行為に係る契約にあっては、当該年度の出来高予定額の10分の6）を越えてはならないものとする。

第5 要件

次の（1）～（3）の要件をすべて満たす場合に、中間前払金を請求できるものとする。

なお、工期及び請負代金額に変更があった場合の要件の適用については、中間前払金認定請求時点の工期及び請負代金額によるものとする。

- (1) 工期の2分の1（債務負担行為に係る契約にあっては、当該年度の工事実施期間の2分の1）を経過していること。
- (2) 工程表により工期の2分の1（債務負担行為に係る契約にあっては、当該年度の工事実施期間の2分の1）を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1（債務負担行為に係る契約分にあっては、当該年度の出来高予定額の2分の1）以上の額に相当すること。

第6 認定方法

- 1 当該工事を担当する発注機関の長は、受注者から中間前払金認定請求書（三重県建設工事執行規則の施行に関し必要な書類の様式を定める要綱（以下「要綱」という。）第39号様式）の提出があったときは、第5の要件のすべてを満たしているかどうかを調査するものとする。

なお、要件の認定にあたり、工事現場等に搬入された検査済の材料等があるときは、その額を認定対象とする出来高に加算することができるものとする。

- 2 前項の調査は、当該工事の監督員（以下「認定者」という。）が行うこととし、認定者は、

要件を三重県公共工事共通仕様書第11号様式の工事履行状況報告書により確認できるものとする。

- 3 認定者は、調査の結果、第5の要件のすべてを満たしていると認めるときは、中間前払金認定調書（要綱第40号様式）を2部作成し、1部を受注者に交付し、1部を受注者の提出する前金支払請求書（要綱第26号様式）に添えて保管するものとする。
- 4 中間前払金の認定は、認定の請求を受けた日から原則として7日以内（三重県の休日を定める条例（平成元年三月二十九日三重県条例第2号）第1条に規定する県の休日を除く。）に行うものとする。ただし、受注者からの提出書類に不備等があった場合、その他特別の事情があるときは、この限りではない。

第7 中間前払金の支払

中間前払金の認定を受けた受注者が中間前払金の支払いを請求しようとする場合は、保証事業会社と中間前払金に関し、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第5項に規定する保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託するとともに、前金支払請求書を発注者に提出するものとする。

- 2 発注者は、前項の請求を受けた日から14日以内に中間前払金を支払わなければならぬ。

第8 中間前金払と部分払の選択

中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に受注者が選択するものとする。

なお、契約時に中間前金払を選択した場合であっても、債務負担行為に係る工事における各年度の出来高予定額（最終年度に係るもの除く。）に係る当該年度末の出来高に対する部分払をすることができるものとする。

（平成28年4月1日改正）